

第1次 富士川町自殺対策推進計画

いのち支えあう ふじかわ

～誰も自殺に追い込まれることのない富士川町をめざして～

平成31年3月

富士川町

目 次

第1章 計画策定の概要

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間と進行管理	4
5	計画の数値目標	5

第2章 自殺の現状及び課題

1	自殺の現状と背景	6
2	課題	14
3	支援が優先されるべき対象群	15

第3章 自殺対策の推進に関する基本的な考え方

1	共通認識	18
2	基本的な考え方	19

第4章 町の自殺対策7本柱

1	自殺対策7本柱	21
2	推進体制・数値目標・具体的な取組	22

参考資料

自殺総合対策大綱（概要）	41
山梨県自殺対策に関する条例	42
富士川町自殺対策庁内検討委員会設置要綱	47
富士川町健康づくり推進協議会要綱	49
富士川町健康づくり推進協議会名簿	51
生きる支援関連施策一覧	52
富士川町 相談窓口一覧	69

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」とされていた自殺が、広く「社会の問題」と認識されるようになり、自殺対策が総合的に講じられるようになりました。

法制定以降自殺者数は減少傾向となっているものの、国の自殺者数の累計は毎年 2 万人を超える水準であり、また自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は主要先進 7 か国の中で最も高い状況にあります。中でも若年層の「自殺死亡率」と「交通事故死亡率」を比較すると、自殺が交通事故を上回っているのは日本だけで、平成 29 年版の自殺対策白書では「若い世代の自殺は深刻な状況にある」とされています。

このような状況下、平成 28 年に自殺対策基本法が改正され「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、自殺対策を社会づくり、地域づくりとした「自殺総合対策」として、国と地方自治体が協力し、常に進化させながら推進していく取組とするために、すべての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

2 計画策定の趣旨

我が国の自殺による死亡者数は、平成 10 年以降 3 万人を超える高い水準で推移し、中でも山梨県では、平成 10 年から平成 23 年にかけて 200 人を上回っていました。しかし、平成 24 年以降は減少傾向に転じ、平成 29 年は 182 人と、最も多かった平成 10 年の 363 人のほぼ半数まで減少しています。※

また、依然として県内では多くの方が自らの命を絶っており、深刻な状況が続いています。「自殺総合対策大綱」では、自殺は「その多くが追い込まれた末の死」といわれ、自殺の背景には心の健康問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。

しかしながら自殺対策には地域差があり、住んでいる地域によって自殺対策に関する支援を受けられる人とそうでない人の差が生じているといわれているため、自殺対策に関する必要な支援を受けられるようにすることに加え、地域の実情を勘案した自殺対策の策定、実施をさらに推進し、自殺対策の実効性を一層高めていくことが期待されています。

こうした方針を踏まえつつ、町では全庁的な取組として総合的に自殺対策を推進するため、自殺対策基本法等の理念にのっとり、「富士川町自殺対策推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

※ 平成 30 年速報値では、204 人と増加し、自殺死亡率は 24.8 人で全国最多となっています。

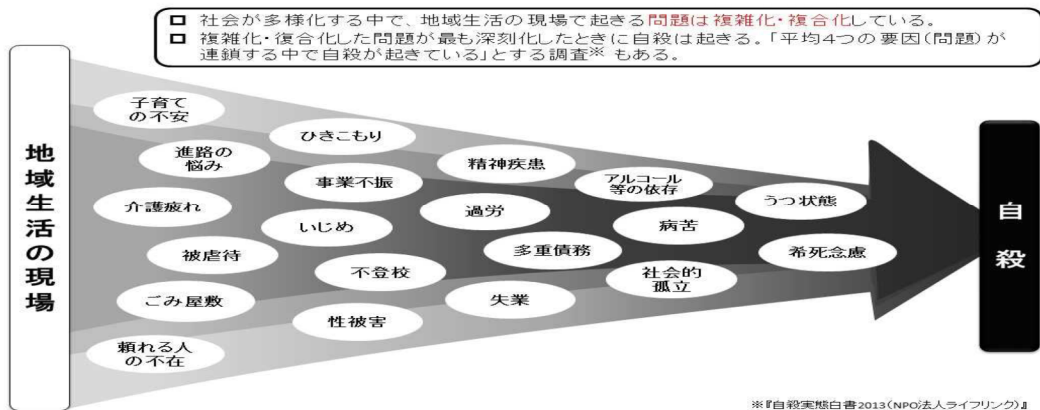
自殺対策基本法

（都道府県自殺対策計画等）

第 13 条

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

自殺の危機要因イメージ図

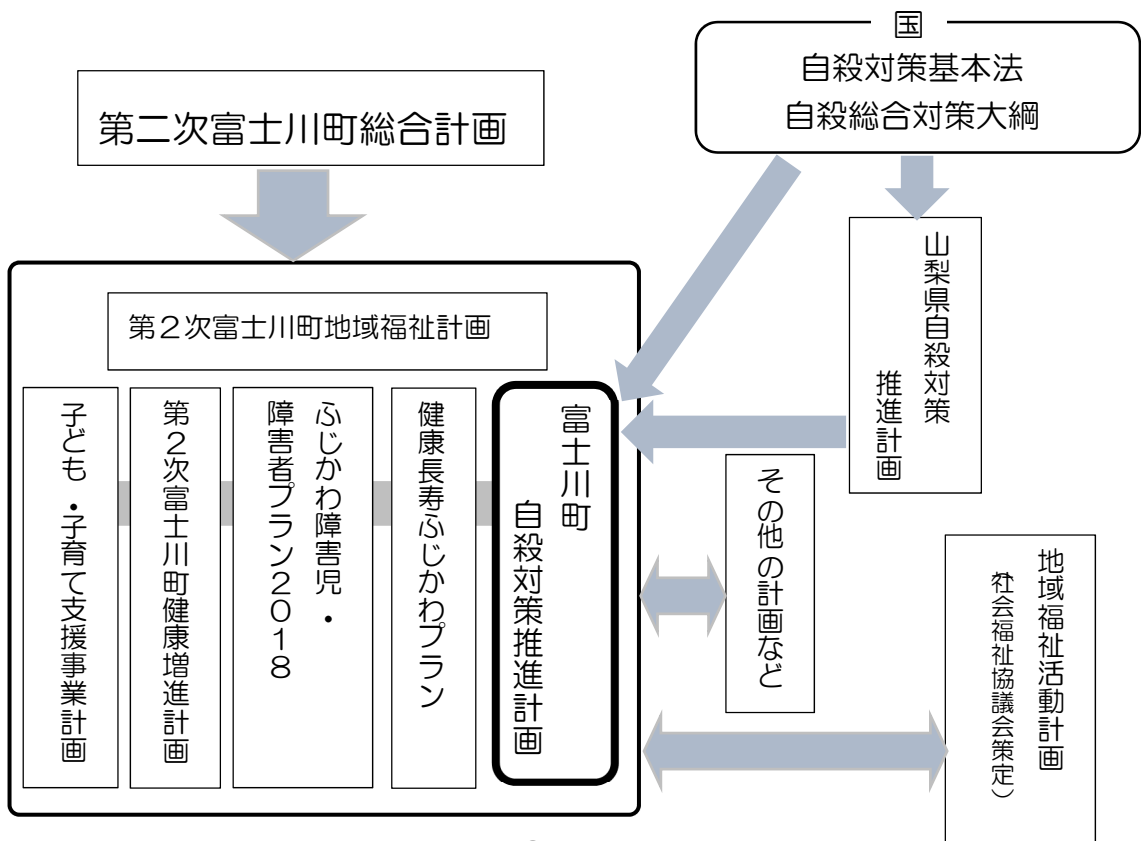


3 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、富士川町総合計画の基本目標である「健やかで笑顔あふれるまちづくり」を実現するため、「富士川町健康増進計画」など、他計画との整合性を図り策定します。

保健福祉分野の計画の関係図



4 計画の期間と進行管理

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、平成 19 年 6 月に初めて策定された後、平成 20 年 10 月の一部改正、平成 24 年 8 月の全体的な見直しを経て、平成 28 年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。これにより、平成 29 年 7 月には自殺総合対策の基本理念や基本方針等を整理し、新たな自殺総合対策大綱（「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）が閣議決定されました。このようにこれまで自殺総合対策大綱は、概ね 5 年に一度改定が行われています。

町の計画もこうした国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえ、山梨県自殺対策推進計画（平成 28 年度～平成 31 年度）、富士川町健康増進計画（平成 30 年度～平成 34 年度）との整合性を図り、平成 31 年度から平成 34 年度までの 4 年間とし、次期計画に向けた見直しは、最終年度である平成 34 年度に行います。ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や関連法の改正等大きな変化がみられる場合には、自殺総合対策大綱及び県の計画を踏まえながら、計画の見直しを行います。



5 計画の数値目標

自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない、富士川町」です。この社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

町では、平成 22 年から平成 29 年において平均して毎年約 3 人が自殺によって亡くなっているという状況から、計画最終年度の平成 34 年までに、年間自殺者数を 0 人とすることを町の目標に掲げます。

第2章 自殺の現状及び課題

1 自殺の現状と背景

町の自殺の実態に即した計画を策定するため、厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」※1 並びに自殺総合対策推進センター※2 が自治体ごとの自殺実態を示した「地域自殺実態プロフィール」を基に分析を行いました。

※1 自殺実態の分析にあたって

本章の分析にあたっては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました。なお、両者の統計には以下のような違いがあります。

1) 調査対象の差異

厚生労働省の人口動態統計は、国内の日本人を対象としているが、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としている。

2) 計上方法の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者からの自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上しない。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

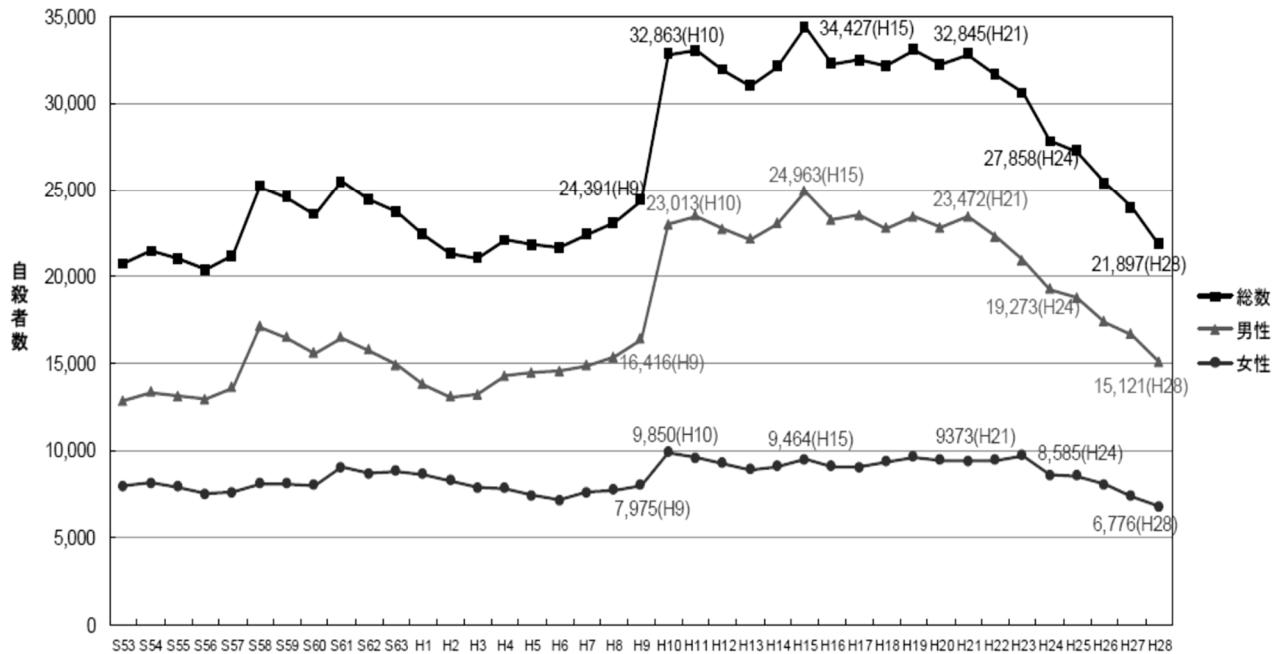
※2 自殺総合対策推進センターとは

改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な視点から関係者が連携して自殺対策のPDCA サイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善））の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する方法）に取り組むためのさまざまな情報の提供及び、民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化することを、目的に設立された厚生労働省所管の組織。

(1) 自殺者数の年次推移 (全国)

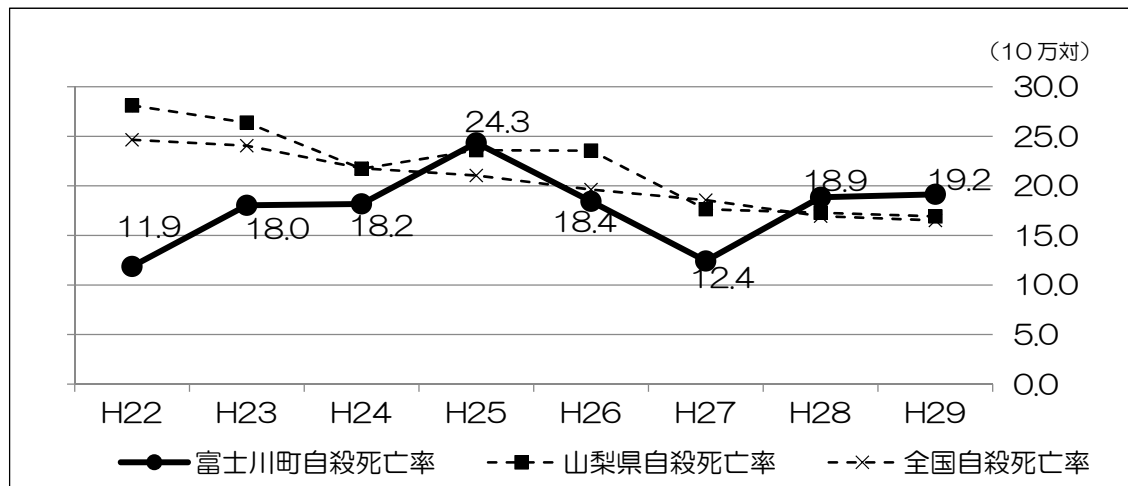
① 自殺者の年次推移 (全国)

(単位:人)



出典：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

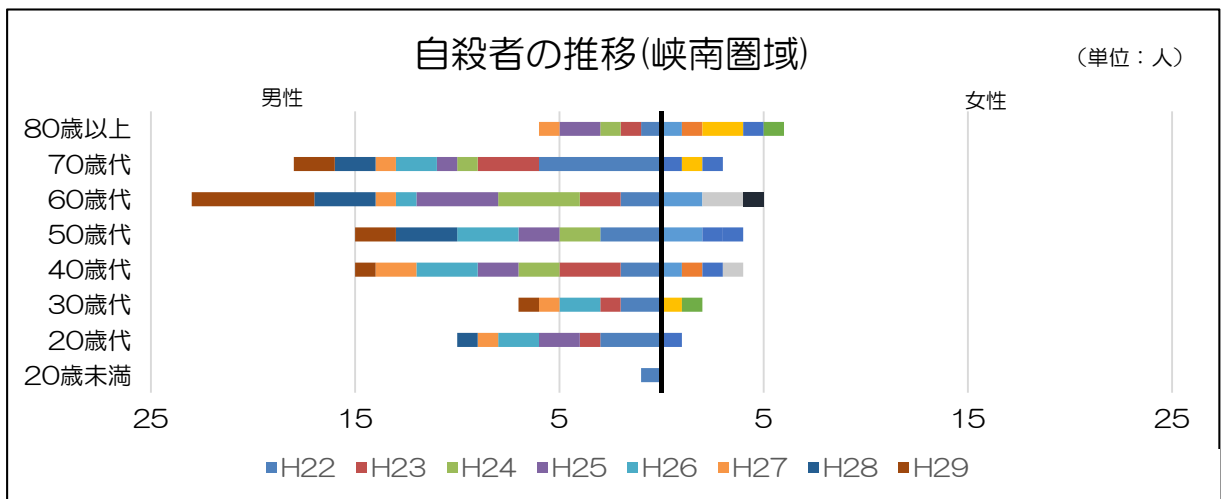
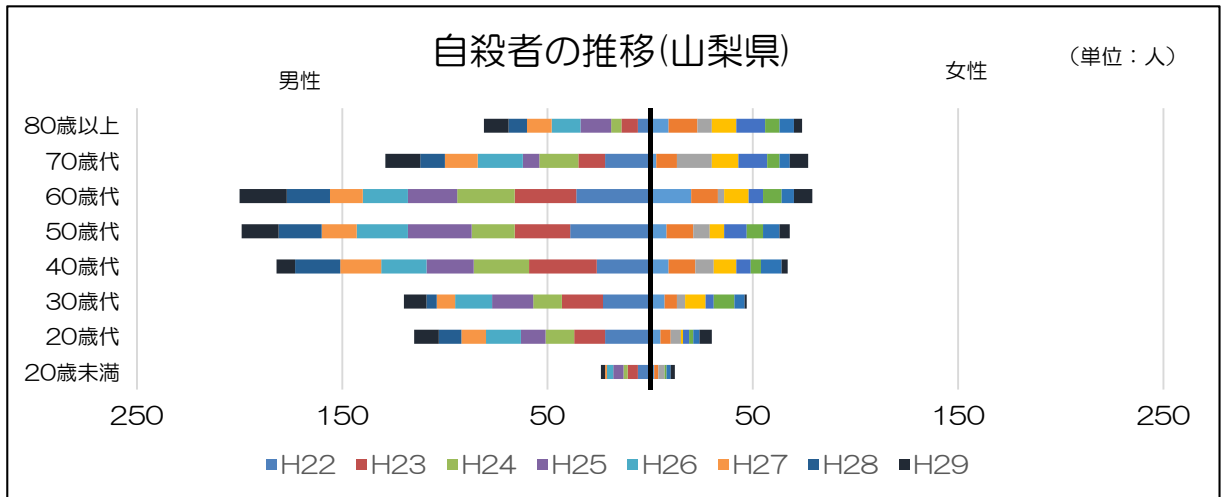
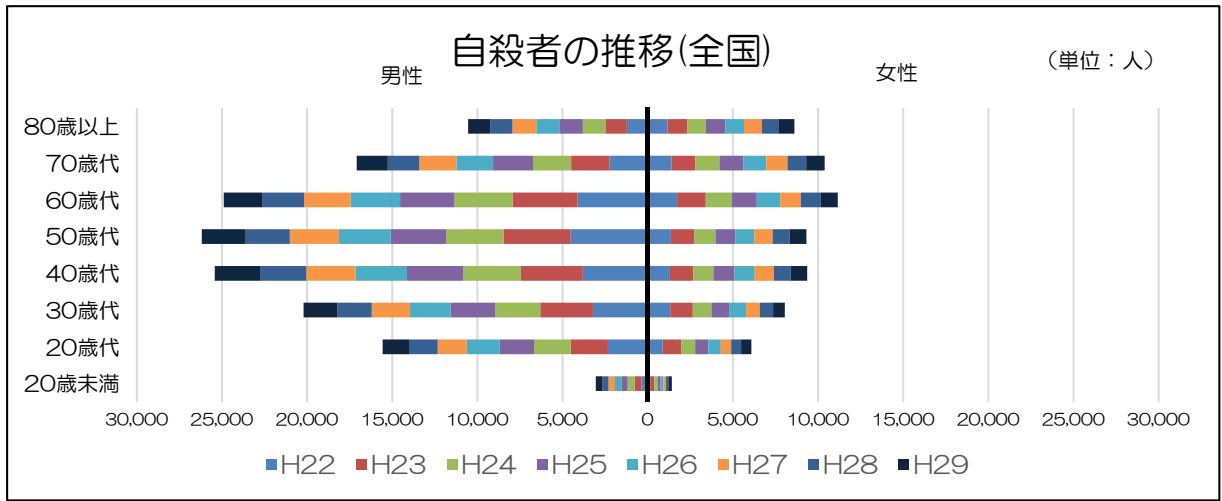
② 自殺死亡率 (全国・県・町)



出典：厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」

国、県においては自殺者数及び自殺死亡率とも低くなっている傾向にありますが、町においては、毎年平均3名の方が自殺で命を落としており、自殺者数及び自殺死亡率とも増減しながら推移しています。

(2) 年齢別自殺者数の推移 (国、県、峡南圏域の状況)

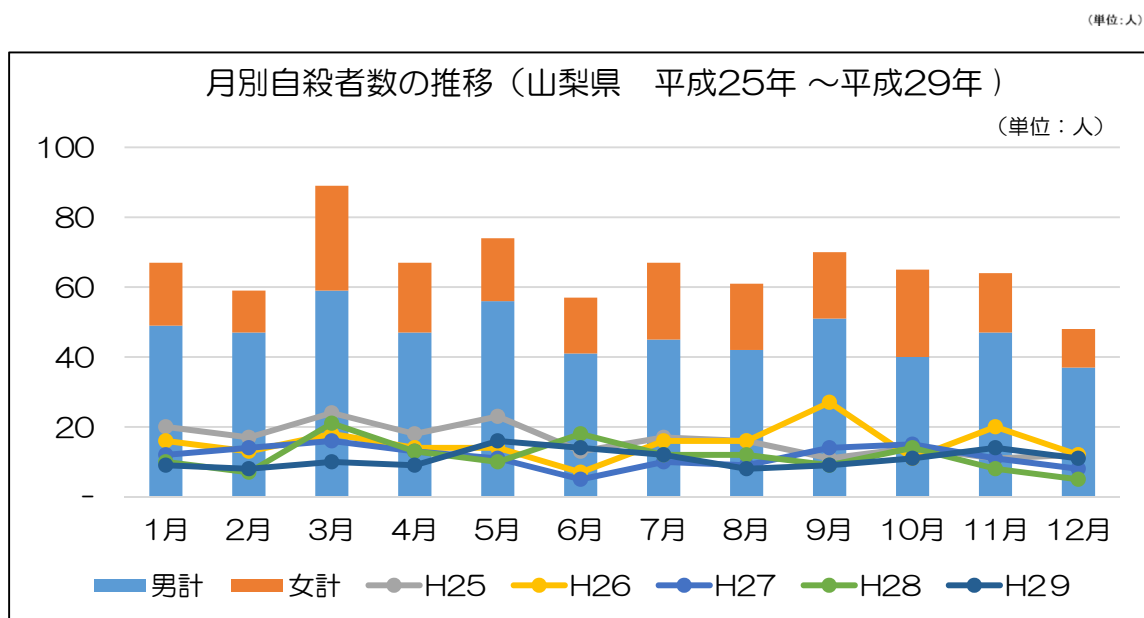
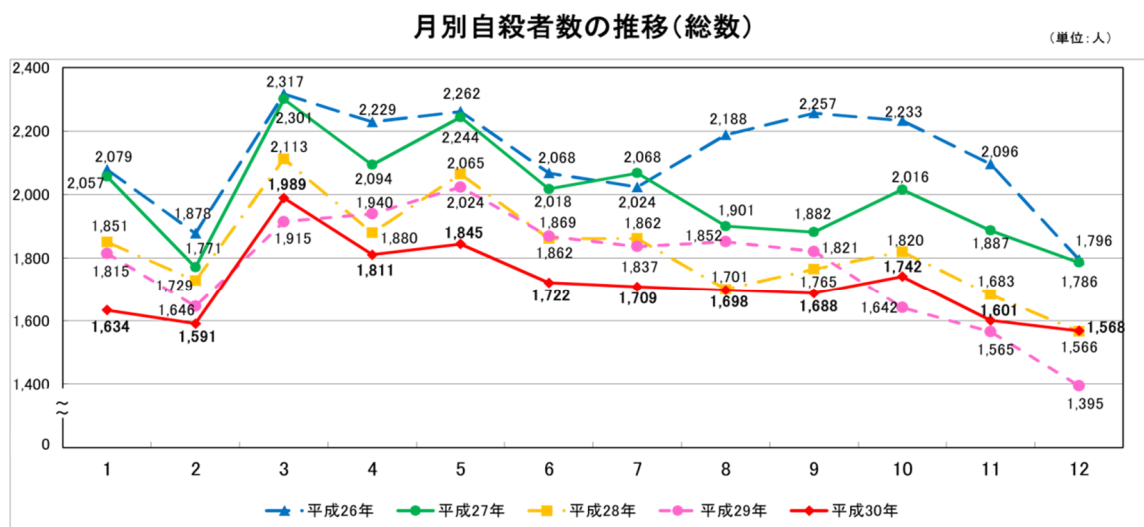


出典：厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」

全国、県、峡南圏域の自殺者は、男性の方が多く状況です。町においても同様であり、男性の方が多く傾向が見られています。

また自殺で亡くなった方は、若年層、中間年齢層、高齢者層と各年齢層にわたっていますが、近年は高齢者層が増加している傾向があります。町の実態も同様です。

(3) 月別自殺者の状況（全国・山梨県）



出典：厚生労働省自殺対策推進室

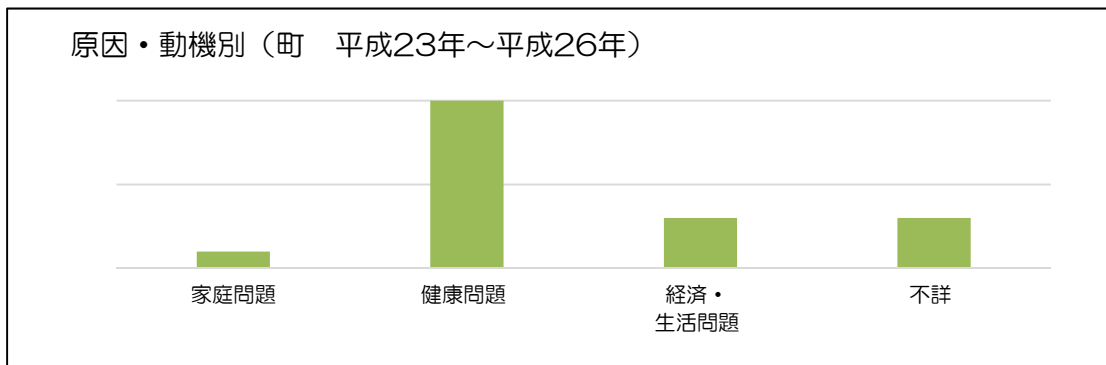
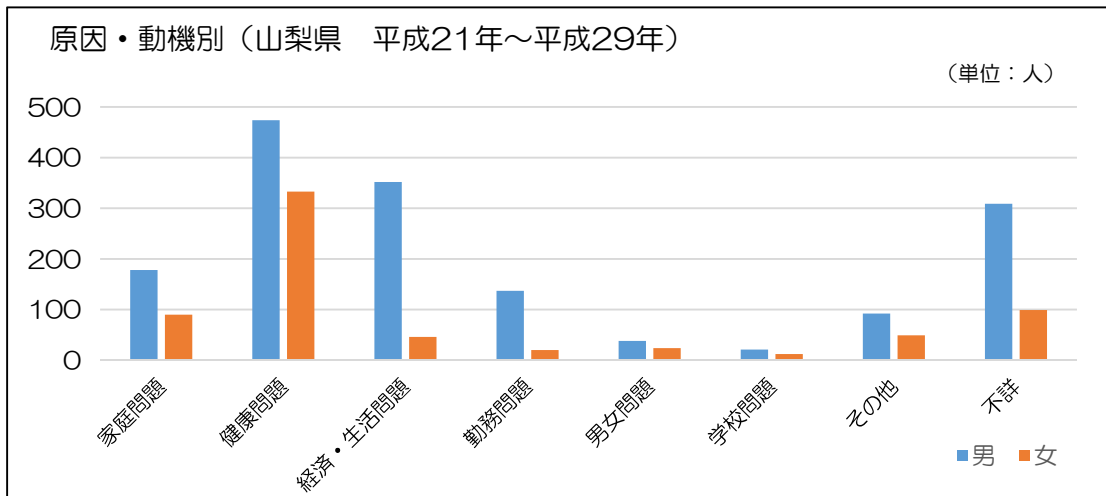
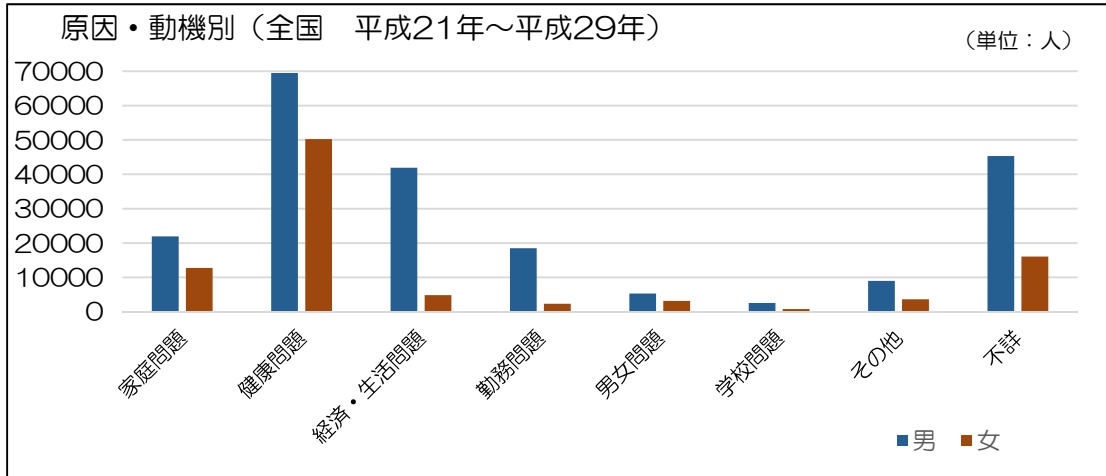
月別の自殺者をみると、3月が最も多く、次いで5月、9月、4月の順になっており、環境が大きく変化する時期と重なっています。

(4) 自殺者の背景

①原因・動機別の状況及び推移

自殺の原因・動機では健康問題、経済問題、家庭問題が挙げられています。

町においても、平成23年から平成26年の合計で見ると健康問題が原因の第1位となっています。

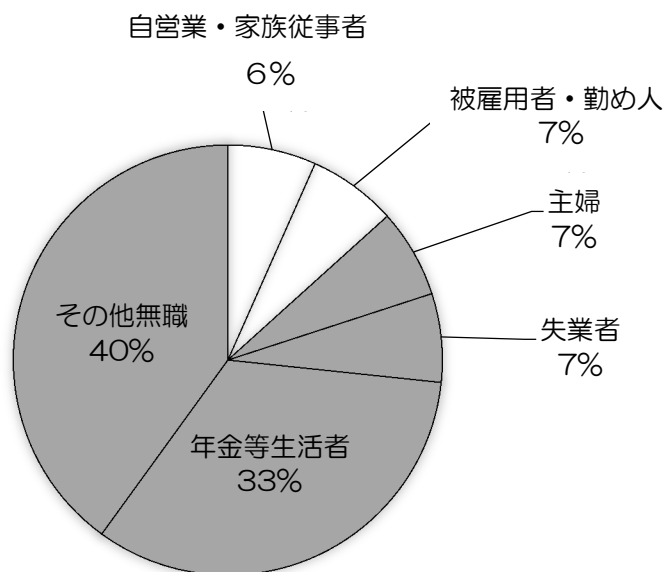


出典：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

②同居人の有無（町 平成 24 年～平成 28 年）

同居人の有無別で見ると、平成 24 年から平成 28 年に自殺で亡くなった 15 人全員に同居している方がいました。（出典：自殺総合対策推進センター）

③有職・無職およびその内訳（町 平成 24 年～平成 28 年合計）



出典：自殺総合対策推進センター

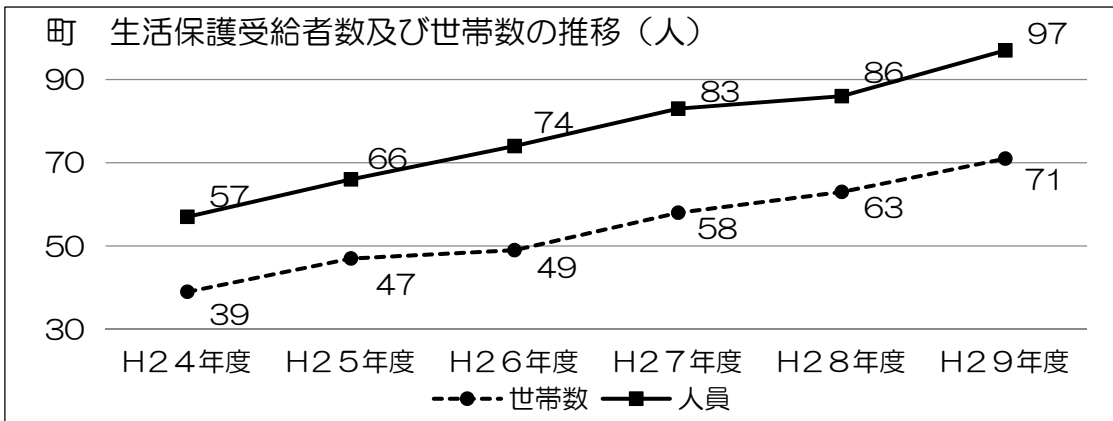
有職者・無職者の割合を見ると、過去5年間に自殺で亡くなった方は無職者の割合が約9割となっています。

無職の内訳は主婦、失業者、年金等生活者、その他です。町で最も多かったのはその他無職の利子・配当・家賃等生活者、ホームレス等で、次いで年金等生活者でした。

④関連する背景

（ア）生活保護受給者数の状況（町 平成 24 年度～平成 29 年度合計）

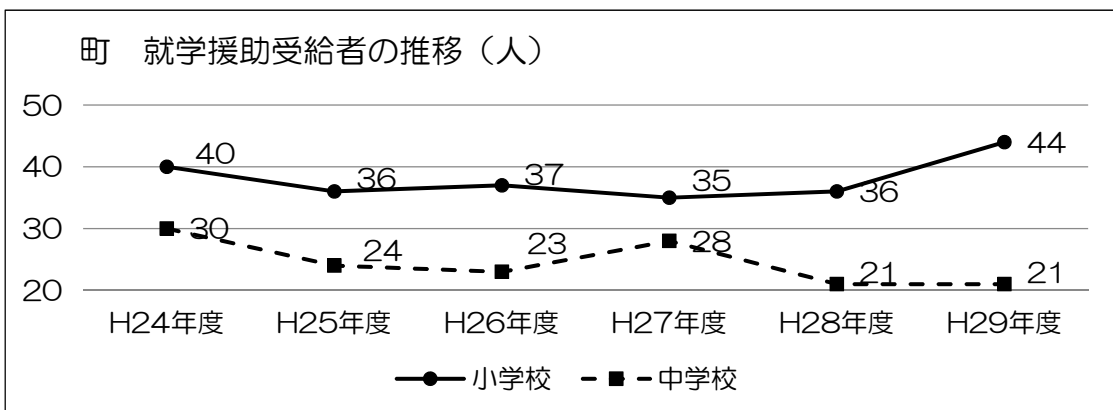
生活保護受給者数及び世帯数は年々増加傾向にあり、6 年間の相談件数の合計は 148 件でした。相談内容は健康上の問題や年金の収入だけでは生活が成り立たないため、生活保護申請を行ったケースが多い状況です。



出典：福祉保健課

（イ）就学援助受給状況（町 平成24年～平成29年度）

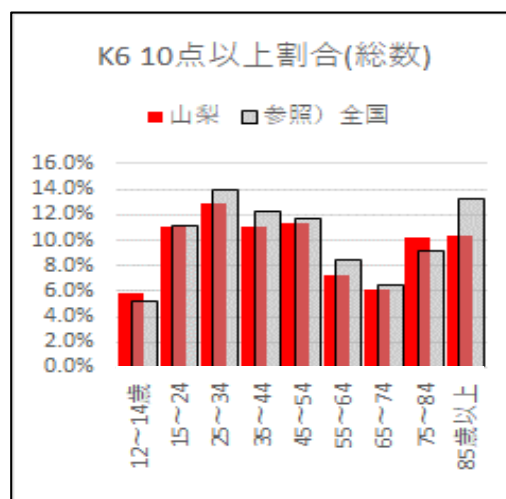
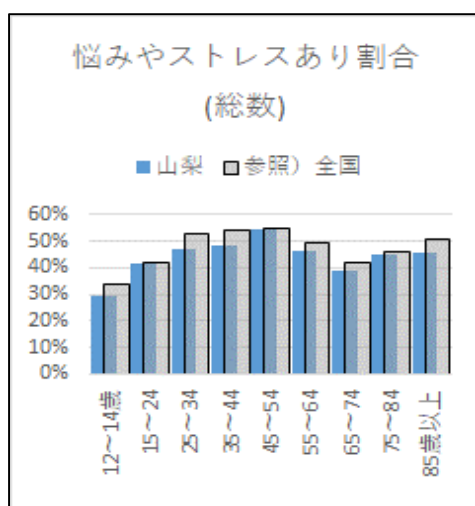
児童生徒数の減少に伴って、小学校と中学校の合計した受給者数は減少傾向にあります。受給者の割合は、ほぼ横ばいとなっています。受給者世帯はひとり親世帯の割合が多い状況です。



出典：教育委員会

(ウ) 住民の悩みやストレス、こころの状態の状況

本項目については市町村別の全国的な調査は行われていないため、参考として都道府県—21 大都市別および全国の年齢（10 歳階級）別の結果を掲載しました。



出典：平成 28 年国民生活基礎調査結果

こころの状態の評価には、「K6」という尺度を用いています。「K6」は米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されています。点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとされています（点数の範囲は0～24点）。

2 課題

平成 24 年、県は自殺防止対策に取り組むためのガイドラインとして山梨県自殺防止対策行動指針を策定し、自殺対策を推進してきました。その後の地道な継続した取組みの結果、県の自殺者は近年減少傾向にあります。平成 27 年における自殺者数は 138 人と、前年と比べ 46 人、率にして 25%と大幅に減少しました。

しかしながら、毎年自殺で命を落とす方がいることは事実です。自殺対策を効果的に展開するためには、自殺の現状・背景・原因、対策の対象を明確にして、地域の実情に応じた施策を推進する必要があります。

課題①：自殺で命を落とす方がいる現状

町においては、毎年自殺で命を落とす方がおり、平成 22 年～平成 29 年は自殺者数及び自殺死亡率とも増減しながら推移している状況です。自殺死亡率は、選択死因別死亡率の糖尿病や高血圧性疾患の死亡率と同等、あるいはそれよりも高くなる年もありました。

課題②：若年層対策

若年層である思春期・青年期は、子どもから大人へと成長していく時期であり、さまざまな悩みも生じ、こころも不安定になりがちです。町では近年若年層での自殺者はありませんが、全国的には若年層での自殺者も見られていることから、予防の視点も大切です。こころの健康や自殺の問題について、また自分や他者を大事にすることなどについて関心を持ち、正しい知識を身に付けるための普及啓発が必要です。子育て支援課及び教育委員会と連携し、普及啓発をすることが求められます。

課題③：中間年齢層対策

中間年齢層は、家庭・職場の両方で重要な位置を占め、心理的にも、社会的にも負担を抱えることが多い世代です。特に職場の人間関係や仕事の重責など不安やストレスが多い時期ともいえます。町では、高齢者層に次いで中間年齢層の自殺者が多くなっており、中間年齢層では 40 歳代の年齢階級別の自殺者が一番多くなっています。このため、こころの健康を保つための相談体制の充実や、上手な休息の取り方を啓発するなど、さまざまな方向からの支援が必要となってきます。

課題④：高齢者層対策

高齢者層の自殺については、身体機能の低下に伴う社会や家庭での役割の喪失感、身体的不自由からくる将来への不安、近親者の喪失体験のほか、単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴い、介護疲れによるうつ病などが多いとされています。

町の高齢者の自殺者割合は全国や県よりも高く、家庭や地域で孤立しないよう、介護問題も含めた支援が必要になってきます。家庭や地域での気づき、見守り、介護等における多様化するニーズに対応した取組が必要となります。

3 支援が優先されるべき対象群

(1) 割合の多い属性

平成24年から平成28年の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル【2017】」により、町において自殺で亡くなる方の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）上位5区分が示されました。

また、この属性情報を基に、町では「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」に対する取組を重点施策とします。

5区分 ※1	割合	自殺死亡率 (人口10万対) ※2
1位：男性60歳以上（無職・同居者有）	40.0%	91.5
2位：男性40～59歳（無職・同居者有）	13.3%	295.0
3位：女性60歳以上（無職・同居者有）	13.3%	18.1
4位：男性20～39歳（無職・同居者有）	6.7%	96.5
5位：女性20～39歳（無職・同居者有）	6.7%	38.6

※1 順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

※2 自殺死亡率の母数（人口）は平成27年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

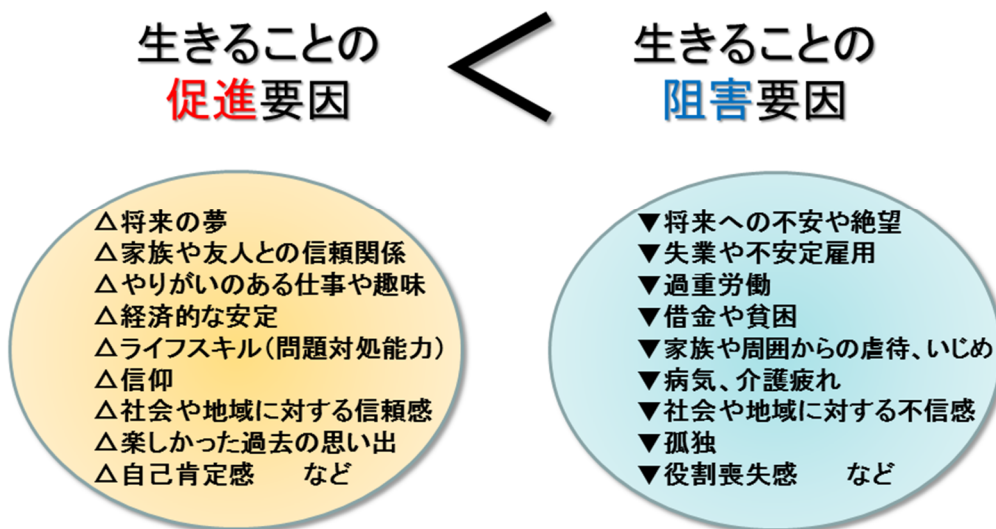
(2) 自殺の危機経路

NPO 法人ライフリンクが行った自殺で亡くなった 500 人以上の方の実態調査から、自殺は平均して「4 つの要因が連鎖」して引き起こされており、それらの要因の連鎖のプロセス（「自殺の危機経路」という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。（詳細は『自殺実態白書 2013』（NPO 法人ライフリンク））

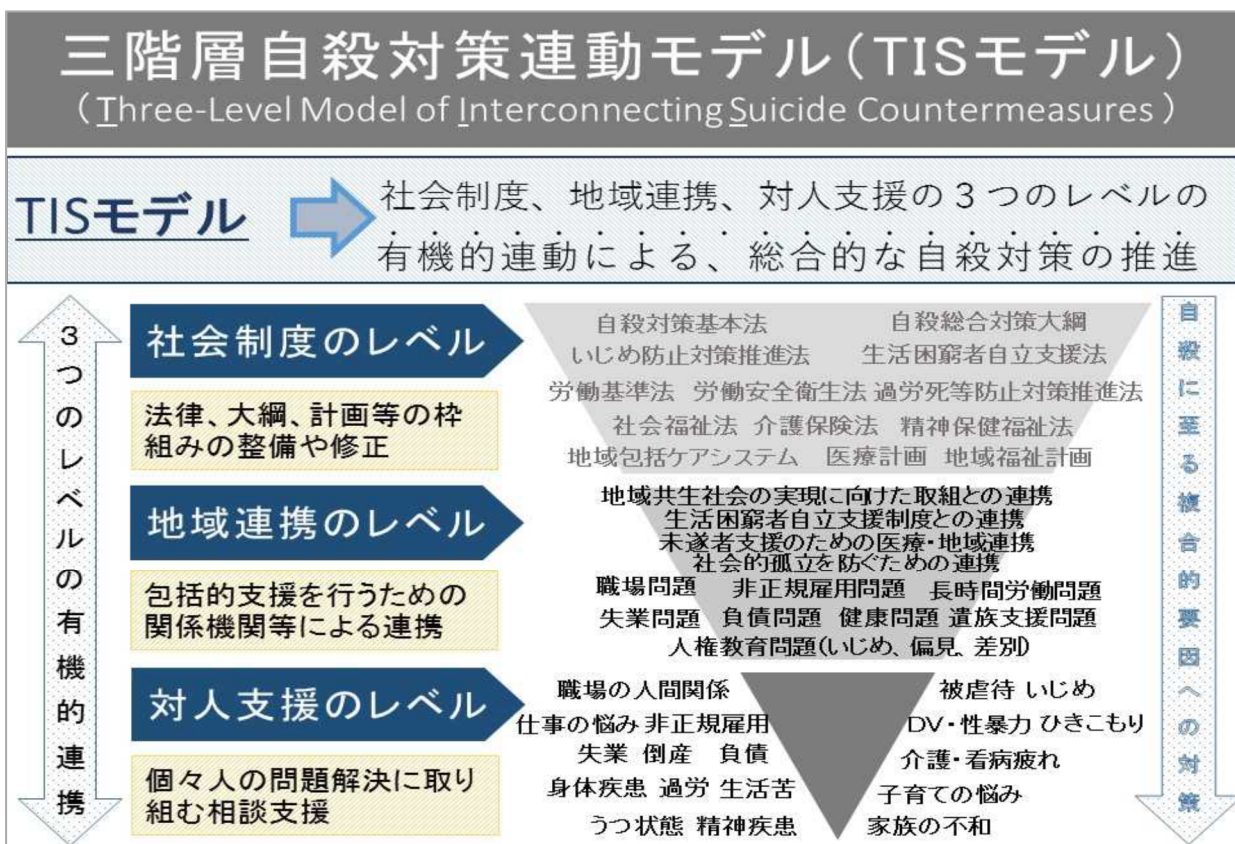
次の表の「背景にある主な自殺の危機経路」の列は、前ページ表の各グループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものです。

5 区分	背景にある主な自殺の危機経路
1	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2	失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺
3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4	①【30歳その他無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5	DV 等→離婚→生活苦＋子育ての悩み→うつ状態→自殺

自殺のリスクが高まるとき



出典：自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク発行）



出典：自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク発行）

第3章 自殺対策の推進に関する基本的な考え方

1 共通認識

自殺対策を進める上で、町や住民、関係機関等は、次のような点を共通して理解・認識することが必要となります。

(1) 自殺は誰にも起こり得る身近な問題

多くの人は、自分が自殺と関係がないと考えがちですが、実際は自分や家族、友人など周りの人が当事者になる可能性があります。

自殺対策を進める上で、住民一人ひとりが、自殺は誰にも起こり得る身近な問題であることを認識する必要があります。

(2) 自殺はその多くが追い込まれた末の死

自殺は病気の悩み等の健康問題、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、介護・看病疲れを含む家庭問題等、さまざまな要因が複雑に関係しています。

自殺は個人の自由な意志や選択の結果ではなく、その多くがさまざまな悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」ということを認識する必要があります。

(3) 自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題

世界保健機構（WHO）が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」とであると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるということが、世界の共通認識となっています。

心理的な悩みを引き起こすさまざまな要因に対する社会の適切な介入や、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患に対する適切な対応及び治療により、多くの自殺は防ぐことができます。

(4) 自殺を考えている人は何らかのサイン（予兆）を発していることが多い

死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良、自殺をほのめかす言動等、自殺の危険を示すサイン（予兆）を発している場合が多いとされています。

自殺を凶った人の家族や職場の同僚など身近な人でも、自殺のサインに気づき難い場合もあるので、周囲の人が自殺のサインに気づき自殺予防につなげていくことも必要です。

2 基本的な考え方

県及び町における自殺の現状、課題及び共通認識を踏まえ、次の考え方に基づき自殺対策の推進を図ります。

(1) 「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺のリスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関連する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策を推進する

さまざまな悩みを抱えた人が何とかたどり着いた相談先で、確実に必要な支援につながるができるよう、自殺の要因となり得るさまざまな分野の支援機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、互いに連携を深めることが重要です。特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度のほか、自殺対策事業と関連が深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で適切な精神保健福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」の3つのレベルを連動させ、総合的に推進していくことが重要です。

また時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

加えて、「自殺の事前対応のさらに前段階での取組」として、学校において、

児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOS の出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない富士川町」を実現するためには、町だけでなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そしてなにより住民一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

以上の基本的な考え方を踏まえ、自殺対策をより幅広く、切れ目なく、さまざまな要因に対応できるよう取組を柔軟に展開していきます。

また、誰もが当事者となり得る自殺問題を、町が中心になり住民や社会福祉協議会、民間団体と協働して、支えていくことを目指し次の基本理念を設定します。

基本理念

いのち支えあう ふじかわ

～誰も自殺に追い込まれることのない富士川町をめざして～

第4章 富士川町の自殺対策7本柱

1 自殺の現状と背景町の自殺対策7本柱

町では、町の自殺実態を踏まえ、かつ自殺対策の基本理念に則り、「誰も自殺に追い込まれることのない富士川町」を目指して、主に以下の7つの施策を展開していきます。

自殺対策7本柱

- 1 地域・役場組織内におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 若年層への支援の強化
- 6 高齢者への支援の強化
- 7 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

これらの施策のうち、1から5の施策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においても全国的に実施されることが望ましいとされている基本的な取組です。「事前対応」「危機対応」「事後対応」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。

一方、6と7の取組は、町において特に自殺の実態が深刻である「高齢者」、また「失業・無職や生活に困窮する人」に焦点を絞った取組です。これらの取組については、自殺総合対策推進センターが作成した町の「自殺実態プロファイル」においても、特に重点的に支援を展開する必要があるとされています。

2 推進体制・数値目標・具体的な取組

1 地域・役場組織内におけるネットワークの強化

自殺の多くは、健康問題、職場の人間関係、家庭や学校など、さまざまな要因が関係しているものです。それらを適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力し実効性ある施策を推進していくことが重要とされております。このため、自殺対策に係る支援機関の連携を図り、ネットワークの強化を図ります。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等に関するさまざまな関係機関のネットワークづくりが重要です。住民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

【主な取組・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【自殺対策計画庁内検討委員会】 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、委員会を開催する。	福祉保健課
【健康づくり推進協議会】 関係各種団体の代表が集まり、町の自殺対策に関する協議を行う。	福祉保健課
【民生委員会】 地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口となる。定期的に委員会を開催している。	福祉保健課

(2) 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化
 関係機関と情報共有して支援体制の強化を行います。

【主な取組・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【虐待等防止ネットワーク協議会】 関係機関で構成する虐待等防止ネットワーク協議会を中心に、虐待防止や早期発見に努め、養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	福祉保健課
【要保護児童対策地域協議会】 要保護児童対策地域協議会を中心に、虐待防止や早期発見に努め、要保護児童等への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	子育て支援課

【評価指標】

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	平成 34 年度までの目標値
自殺対策庁内検討委員会	年 1 回開催	1 回以上/年
健康づくり推進協議会	年 1 回開催	1 回以上/年
民生委員会	年 6 回開催	6 回以上/年
虐待等防止ネットワーク協議会	年 1 回開催	1 回以上/年
要保護児童対策地域協議会	年 1 回開催	1 回以上/年

2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策の要として、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であります。身近な人が悩んでいることに「気づく」ための人材の育成の方策を充実させる必要があります。住民が、早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

(1) 住民に対する研修による人材育成

日頃から住民と接する機会の多い組織や団体等を中心に、ゲートキーパー養成講座等を開催し、地域における対策の支え手を育成します。

【主な取組・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【ゲートキーパー養成研修 ※】 地域の中で、住民と接する機会の多い民生委員や地区組織、商工会、関係団体、地域ボランティア等が、相談者やその家族の変化に「気づき」、本人の訴えに「耳を傾け」、専門機関への相談を「つなぎ」、日々の活動の中で、「見守って」いく役割を担っていけるようゲートキーパー養成研修を開催する。	福祉保健課

※ゲートキーパーとは

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

(2) 関係者間の連携調整を担う人材の育成

多岐にわたる問題を抱えている人に対し、迅速かつ確実に庁内外の関係機関や専門機関につなぎながら、継続的な支援を行うため、連携体制を強化します。

【主な取組・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【地域ケア会議】</p> <p>地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組む。</p>	<p>福祉保健課 介護関係施設</p>

【評価指標】

評価項目	現状値 (平成29年度)	平成34年度までの目標値
ゲートキーパー養成研修	1回/年	5回/年
研修会アンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	70%
地域ケア会議開催回数	4回/年	12回/年

3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めること、また本人や家族も含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、また相談したいと思ったときに、すぐに相談できるよう、啓発活動を行っていきます。

(1) リーフレット・封筒印刷による啓発

さまざまな機会を活用して、自殺予防に関する情報提供に努めます。

【主な取組・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【広報による情報発信】 広報誌により住民に、自殺予防や対策の啓発又は相談事業のお知らせなどを実施する。 また、ホームページなど若い世代が利用するメディアを活用し意識啓発を図る。	政策秘書課
【リーフレットによる啓発活動】 リーフレットを庁内窓口や福祉関係窓口へ設置し、訪れる方々に対し、相談窓口の周知を図る。	福祉保健課
【封筒印刷】 町で使用する、封筒の裏面に“命を守るために出来ること”（気づき・声かけ・傾聴・つなぎ・見守り）の記載と、専門家へのつなぎとして相談場所の連絡先を印刷し、いつでも目に留まり、必要と思ったときにすぐに専門家につながる事ができるよう、周知を図る。	福祉保健課

大切な命を守るためにあなたに出来ること！！

□気づき

元気がない、眠れていないようだ、飲酒量が増えたなどの、サインになるべく気づきましょう。

□声かけ・傾聴

サインが見えたら声をかけ、話に共感しつつ、悩みにじっくり耳を傾けてください。

□つなぎ

相談機関などの専門家に確実につながるように、
できれば本人の了解を得て支援につなげてください。

□見守り

専門家へつないだ後も、声をかけ寄り添い見守ってください。

専門家とつながるために・・・

専門の相談機関に相談することで、解決の糸口が見え、
また支援の手を増やすことができます。

- よりそいほっとライン 0120-279-338 (24時間対応)
 - こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556
 - 山梨県精神保健福祉センター 055-254-8644
- ※その他の相談窓口については、山梨県ホームページ「自殺予防相談窓口」で
ご検索ください。



【評価指標】

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	平成 34 年度までの目標値
町内リーフレット設置窓口	1 か所	5 か所
ゲートキーパー養成研修での 配布	1 回/年	5 回/年
裏面印刷封筒の作成利用枚数	6,400 枚	6,400 枚

4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時です。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺のリスクを低下させる必要があります。居場所づくりや生活上の困りごとを察知して関係者連携で解決を図る支援など、「生きることの促進要因」の強化につながるさまざまな取組を進めます。

(1) 居場所づくり

地域にある居場所や活動等について把握し、居場所づくりや生きがいづくりの活動を支援します。

【主な取組・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【ひきこもり支援事業（地域活動支援センター）】 訪問、相談支援（来所、電話）、居場所づくりによって、ひきこもりのご本人や家族等を支援し、自殺リスクを抑えるよう努める。	福祉保健課
【図書館の管理・運営事業】 住民の生涯学習の場として、読書環境の整備及び充実を図る。 お話し会などの開催による教育及び文化サービスの提供を行う。	生涯学習課
【スポーツ教室開催事業】 生涯スポーツの普及・促進を図るため、スポーツ教室を開催し、住民の体力維持と健康づくりを支援する。	生涯学習課

(2) 生活上の困りごとを察知し関係者連携で解決を図る支援

自殺対策においては、社会的問題への包括的な支援が必要です。関係機関が有機的な連携体制を構築し、継続的な支援や相談機関へつなぐためのネットワークの構築を図っていきます。

【主な取組・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【職員研修事業】 職員研修の一環で、自殺対策に関する研修を取り入れることで、全庁的に自殺対策を推進するためのベースとする。</p>	財務課
<p>【人権啓発事業】 人権擁護委員として問題を抱えている人の支援（相談）を行い問題解決につなげる。</p>	財務課
<p>【防災対策事務事業】 消防団活動、防災訓練、防災ラジオ普及活動等の推進。日頃の防災対策の推進により、災害弱者の心のケア支援につなげる。</p>	防災課
<p>【働く世代の健康づくり事業】 働く世代の健康づくりに向けた各種施策との連動性を高めていくことで、労働者向けの生きることの包括的支援の拡充を図る。</p>	福祉保健課
<p>【こころの健康相談】 悩みを抱える住民が、相談できる場所で悩みを打ち明け、その後の支援につながるができるよう、専門家による健康相談を実施する。</p>	福祉保健課
<p>【峡南圏域相談支援センター】 障害者等の福祉に関するさまざまな問題について障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、相談支援の中心となる相談支援センターを運営する。</p>	福祉保健課
<p>【消費生活相談窓口】 消費者トラブル等に関して、身近に相談ができる環境を整備するため、隣町と協力し専門相談員を設置する。</p>	産業振興課

【評価指標】

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	平成 34 年度までの目標値
人権啓発事業	2回/年	2回/年
ひきこもり支援事業（地域活動支援センター）の相談員数	1.5人	2人
ひきこもり支援事業（地域活動支援センター）の居場所づくり	—	1か所
相談件数（峡南圏域相談支援センター）	2,350件	2,750件
こころの健康相談実施回数	3回/年	4回/年
消費生活相談出前講座	6回/年	6回以上/年

5 若年層への支援の強化

まずは若年層が自殺に追い込まれないこと、抱えた悩みや問題が深刻化する手前の段階で、必要な支援につながる取組が求められます。

(1) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進

「SOS の出し方に関する教育」は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法第 17 条第 3 項において明文化されているほか、平成 29 年に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱の重点施策の 1 つとしても位置付けられています。

また児童生徒からの SOS に対して、周囲の大人が適切に対応できるよう、その受け皿を強化する必要があります。そこで、児童生徒が問題を抱えたときに、気軽に、本音を打ち明けられるように推進します。

自殺対策基本法

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第 17 条

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育または啓発を行うよう努めるものとする。

【主な取組・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【思春期体験学習】 町内の中学 3 年生と公立高校で実施。命の始まり、子育ての楽しさを学習することで、他者や自らの命の大切さを学ぶ。	子育て支援課
【スクールカウンセラー活用事業】 スクールカウンセラーを学校に派遣し、児童生徒へのカウンセリングや保護者への助言、援助を行う。	教育総務課

<p>【いじめ防止対策事業】</p> <p>「富士川町いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処等を実効的に進め、いじめ防止等を総合的かつ効果的に推進する。</p>	教育総務課
<p>【PTA 活動の支援・育成事業】</p> <p>PTA に対するセミナーや研修会の実施。</p>	教育総務課
<p>【教職員ストレスチェック事業】</p> <p>労働安全衛生法に基づき、教職員のストレスチェックを行う。</p>	教育総務課
<p>【子どもに関わる支援者へのゲートキーパー養成研修の実施】</p> <p>地域の中で、子どもと接する機会の多い保育所、児童センター、放課後児童保育、ファミリーサポーター、学校等の職員が、児童生徒や保護者の変化に「気づき」、本人の訴えに「耳を傾け」、専門機関への相談に「つなぎ」、日々の活動の中で「見守って」いく役割を担っていけるよう、ゲートキーパー養成研修を開催する。</p>	子育て支援課 教育総務課 福祉保健課

(2) 子育て世代への一貫した支援の推進

子育て世代に対する一貫した支援ができるよう、支援者間の連携を強化します。子どもはその成長過程で、さまざまな支援者が関わることとなります。必要な情報を支援者間で共有し、誰も支援の網の目からこぼれ落ちることのない体制の構築を目指します。

【主な取組・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【産婦健康診査事業】</p> <p>EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）※を使った産婦健康診査を実施する体制を構築することや、産科医療機関等と連携し、母親の自殺のリスクを高める産後うつの早期発見に努め、支援に結び付ける。</p>	子育て支援課

<p>【訪問・相談事業】</p> <p>子育て世代包括支援センターを核に妊産婦・乳幼児訪問の実施、産後ケア事業、子育てこころの相談事業などにより、多面的な子育て支援を推進する。</p>	子育て支援課
<p>【保幼小中連携事業】</p> <p>保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活になじみやすい環境を整える。</p>	教育総務課

※EPDS とは

エジンバラ産後うつ病質問票（Edinburgh Postnatal Depression Scale）は、産後うつ病のスクリーニング票として英国で開発されました。記入した項目について、支援者が話を聴いたり質問するきっかけとなり、さまざまな問題を明らかにすることができます。

【評価指標】

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	平成 34 年度までの目標値
エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を使った産後 2 週間産婦健康診査の実施	—	100%
富士川町いじめ問題対策連絡協議会の設置	—	協議会を設置し、年 1 回以上開催
富士川町立学校いじめ問題対策委員会の設置	—	委員会を設置し、事案発生時に開催
子どもに関わる支援者へのゲートキーパー養成研修の実施	—	1 機関以上/年

6 高齢者への支援の強化

高齢者の自殺については、加齢に伴う身体機能の低下や社会的役割の変化などにより、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、生活背景や個々の価値観に対応した支援、働きかけが必要となります。

町では、高齢者等の福祉に関する行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の推進を行い支援の強化を図ります。

(1) 高齢者の健康問題に対する支援

高齢者の自殺原因として多いうつ病などの健康問題について、関係機関が連携しながら相談体制を強化していきます。

【主な取組・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【緊急通報システム「ふれあいペンダント」事業】 一人暮らしの高齢者等の緊急通報や相談に応じる。	福祉保健課
【地域リハビリテーション活動支援事業】 リハビリテーションに関する専門職が高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取組を総合的に支援する。	福祉保健課
【高齢者への総合相談事業】 高齢者に対し必要な支援を把握するため、地域包括支援センターにおいて初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。 また 24 時間介護電話相談の実施。	福祉保健課
【介護給付に関する事務】 介護保険に関する相談支援を行い、高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくりを促進し、高齢者の福祉の増進を図る。	福祉保健課

(2) 孤独・孤立予防のための居場所づくりや社会参加の推進

高齢化、核家族化により高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、地域の中での孤立が懸念されます。そのため高齢者の社会参加や居場所づくりが重要となります。さまざまな関係機関と連携しながら、孤独や孤立予防を図ります。

【主な取組・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【介護予防サポーター養成講座】 住民を対象に、介護予防サポーター養成講座を開催することで、各地区単位で実施している介護予防（転倒予防）教室を指導できる人材を育成する。	福祉保健課
【一般介護予防事業】 心身機能の維持向上のため、高齢者の身体状況に合わせた運動の教室の実施として、100歳体操、いきいき筋力教室、こつこつ教室等実施。	福祉保健課 社会福祉協議会
【第1号訪問・通所・生活支援事業】 心身機能の維持向上のための居場所づくりを行い、高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくりを促進し、高齢者の福祉の増進を図る。	福祉保健課 社会福祉協議会
【生きがい支援活動】 老人クラブへの活動費の助成を行い、高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくりをする。	福祉保健課 社会福祉協議会
【老壮大学への活動支援】 老壮大学への活動費の助成を行い、高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくりをする。	福祉保健課 社会福祉協議会
【一人暮らし会食会事業】 一人暮らしの高齢者を対象に、食事を提供することにより、高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくりを促進し、高齢者の福祉の増進を図る。	福祉保健課 社会福祉協議会

<p>【認知症カフェ】 認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。</p>	<p>福祉保健課 社会福祉協議会</p>
<p>【ゆずカフェ夜会】 男性介護者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設する。</p>	<p>福祉保健課 社会福祉協議会</p>
<p>【生活支援サポーター・送迎サービス事業】 住民ボランティアによる、軽易な生活支援活動(買い物等の支援)や、通院の送迎を支援する。</p>	<p>福祉保健課 社会福祉協議会</p>

(3) 地域における高齢者と家族に対する支援

健康・医療・介護・生活などに関するさまざまな関係機関や団体などとの連携を図り支援を行います。

【主な取組・担当部署】

<p>【事業名】 事業内容</p>	<p>担当課</p>
<p>【地域包括ケアシステム事業】 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点を設置する。</p>	<p>福祉保健課</p>
<p>【認知症サポーター養成講座】 誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成する。</p>	<p>福祉保健課</p>
<p>【認知症地域支援推進員の配置】 認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行う。</p>	<p>福祉保健課</p>

<p>【在宅医療介護連携推進事業】</p> <p>地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を、切れ目なく受けられる体制の整備を目指し、医療機関や介護事業所等の連携促進や研修会の実施等を行う。</p>	福祉保健課
<p>【養護老人ホームへの入所】</p> <p>65歳以上で、経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所支援を行う。</p>	福祉保健課
<p>【権利擁護の仕組みづくり】</p> <p>日常生活自立支援事業の利用者の相談対応、福祉サービス等の相談受付、成年後見人制度利用者の相談受託等、弁護士相談の相談受付を行う。</p>	福祉保健課 社会福祉協議会

【評価指標】

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	平成 34 年度までの目標値
一般介護予防教室の参加人数(100歳体操、いきいき筋力教室、こつこつ教室等)	531人	550人
高齢者人口に対する割合	10.5%	11.0%
認知症カフェ開催箇所数	1箇所 月1回	1箇所 月2回
認知症サポーター養成者数	1,526人	1,830人
要介護認定率	15.6%	16.4%

老人クラブ会員数	616人	650人
生活支援サポーター養成講座の開催回数	3回	4回
生活支援サポーター養成者数	20人	30人

7 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

町において、平成 24 年から平成 28 年の 5 年間に自殺で亡くなった方のうち、無職者の割合は 87%を占めています。そのため、無職者に対する支援が重要であると考えられます。

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関わっていることが多く、その対策は包括的な生きる支援として行われる必要があります。

生活困窮者の中には自殺のリスクを抱えている人が少なくない状況を踏まえ、生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業と連動した包括的な支援に取り組みます。

【主な取組・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【生活保護に関する相談】 相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげる。	福祉保健課
【生活困窮者自立相談支援】 相談支援、就労支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援を関係者と連携して行う。	福祉保健課 社会福祉協議会
【就労相談】 相談支援、就労支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援を関係者と連携して行う。	福祉保健課 社会福祉協議会
【生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業）】 子どもに対する学習支援を通じて、本人や家庭の抱える問題を察知し、必要に応じて当該家庭を適切な支援先につなげる。	福祉保健課 社会福祉協議会
【就学援助制度や医療費助成制度に関する相談支援】 各種制度の実施を通じて、児童生徒やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげる。	子育て支援課 教育総務課

【ひきこもり支援事業（地域活動支援センター）】（再掲） 訪問、相談支援（来所、電話）、居場所づくりによって、ひきこもりのご本人や家族等を支援し、自殺リスクを抑えるよう努める。	福祉保健課
--	-------

【評価指標】

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	平成 34 年度までの目標値
生活保護に関する相談	27 世帯	40 世帯
自立支援相談員数	2 人	3 人
生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業)の利用者率	29.4%	44.1%

參考資料

「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策 (ポイント)

- 自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- ・地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成
- ・地域自殺対策推進センターへの支援
- ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施(SOSの出し方に関する教育の推進)
- ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- ・うつ病等についての普及啓発の推進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用(革新的自殺研究推進プログラム)
- ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供
- ・子ども・若者の自殺調査
- ・死因究明制度との連動
- ・オンサイト施設等の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析

4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成
- ・かかりつけ医の資質向上
- ・教職員に対する普及啓発
- ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上
- ・ゲートキーパーの養成
- ・家族や知人等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・地域における心の健康づくり推進体制の整備
- ・学校における心の健康づくり推進体制の整備
- ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
- ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- ・ICT(インターネットやSNS等)の活用
- ・ひとり暮らし高齢者、住居非・住居方の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実
- ・妊産婦への支援の充実
- ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知
- ・自殺対策に資する居場所づくりの推進

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- ・居場所づくりとの連動による支援
- ・家族等の身近な支援者に対する支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- ・遺族の自助グループ等の運営支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進
- ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
- ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- ・遺児等への支援

10. 民間団体との連携を強化する

- ・民間団体の人材育成に対する支援
- ・地域における連携体制の確立
- ・民間団体の相談事業に対する支援
- ・民間団体の先駆的、試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- ・学生・生徒への支援充実
- ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・子どもへの支援の充実
- ・若者への支援の充実
- ・若者の特性に応じた支援の充実
- ・知人等への支援

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- ・長時間労働の是正
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・ハラスメント防止対策

山梨県自殺対策に関する条例（平成28年山梨県条例第37号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 自殺対策に関する基本的施策（第11条—第15条）

第3章 自殺対策に関する体制の整備等（第16条—第19条）

第4章 自殺未遂者等の支援等（第20条・第21条）

附則

本県は、富士山、八ヶ岳、南アルプスなどの山々、緑あふれる森林、白く輝く清らかな水、身近な里山など豊かな自然に恵まれ、県民及び本県を訪れる人々は、その恩恵を享受しながら、良好で快適な生活を営んでいるが、その一方で、自殺が多発する場所を抱えていることもあり、本県の自殺死亡率は、全国的にみて、極めて深刻な状況にある。

国の自殺総合対策大綱において、「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題」としていることから、本県においても、これまで、県、国、市町村、自殺対策関係団体等が連携して自殺対策に取り組んできた。今後も、県民及び本県を訪れる一人ひとりに自殺による悲劇、また、その家族及び周りの人々に悲しみや生活上の困難をもたらさないよう、さらに社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要がある。

こうしたことから、県民から負託を受け、二元代表制の一翼を担う県議会は、ここに、将来にわたって誰も自殺に追い込まれることのない、安全で安心して生きることができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、自殺対策の実施に関し、基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、県の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、県が、国、市町村及び県民等と一体となって自殺対策を総合的かつ計画的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって全ての県民が明るく希望に満ち安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自殺者の親族等 次に掲げる者をいう。

イ 自殺者の親族

□ 自殺未遂者の親族

ハ その他自殺者又は自殺未遂者と社会生活において密接な関係を有する者

(2) 自殺対策関係団体等 自殺の原因となり得る問題の解決のための支援又は自殺対策に関する活動を行う民間団体、医療機関、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体その他の関係者をいう。

(3) 県民等 県民、事業主及び自殺対策関係団体等をいう。

(基本理念)

第3条 自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、生きることを包括的に支援することを旨として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有することを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、施策の対象の特性に応じて、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の対応(自殺者の親族等に係る対応を含む。)の各段階を捉えた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

6 自殺対策は、県、国、市町村及び県民等の相互の密接な連携及び協力の下に実施されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、自殺対策の策定及び実施に当たっては、国、市町村及び県民等と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、自殺対策に関心と理解を深めるよう努めるとともに、自殺対策に関する活動を自主的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、自ら心の健康の保持のための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 県民は、県が実施する自殺対策に協力するよう努めるものとする。

(事業主の責務)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、県が実施する自殺対策に協力するよう努めるものとする。

(自殺対策関係団体等の責務)

第7条 自殺対策関係団体等は、基本理念にのっとり、それぞれの活動内容の特性に応じて自殺対策に取り組むよう努めるとともに、自殺対策関係団体等相互間の連携を図るよう努めるものとする。

2 自殺対策関係団体等は、県が実施する自殺対策に協力するよう努めるものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第8条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びに自殺者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(自殺対策計画)

第9条 知事は、法第13条第1項の規定により同項に規定する都道府県自殺対策計画(以下この条において単に「自殺対策計画」という。)を定めるに当たっては、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、自殺対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

3 前2項の規定は、自殺対策計画の変更について準用する。

4 知事は、毎年、自殺対策計画に基づく自殺対策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

5 知事は、自殺対策計画に基づく自殺対策に関する検証及びその成果の活用を図るために必要な体制の整備を行うものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、自殺対策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 自殺対策に関する基本的施策

(県民の理解の増進)

第11条 県は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する県民の理解を深めるとともに、自殺対策が社会全体で推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(自殺対策関係団体等の活動の支援)

第12条 県は、自殺対策関係団体等が行う自殺対策に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(山梨いのちの日)

第13条 自殺対策の重要性を認識し、自殺対策に関する気運を醸成するため、山梨いのちの日を定めるものとする。

2 山梨いのちの日は、3月1日とする。

3 県は、第1項の趣旨を踏まえ、山梨いのちの日から1月間、県民の自殺対策に関する関心と理解を深め、自殺対策に関する活動を促す取組を集中的に行うものとする。

(調査研究の推進等)

第14条 県は、自殺対策の総合的かつ計画的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果を活用するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、前項の規定による調査研究の推進に当たっては、国との連携の下に行うものとする。

(自殺の多発している場所における自殺対策の推進)

第15条 県は、国、市町村及び自殺対策関係団体等と連携して、自殺の多発している場所において自殺のおそれがある者の発見及び保護その他の自殺対策を推進するよう努めるものとする。

第3章 自殺対策に関する体制の整備等

(人材の確保等)

第16条 県は、大学及び自殺対策関係団体等との連携及び協力を図りつつ、自殺対策に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発等)

第17条 県は、職域、学校、地域等における県民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進、相談体制の整備、研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、市町村及び学校並びに県民等と連携を図りながら、児童及び生徒に対する命の大切さを実感できる教育又は啓発、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態に直面

し、又は強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるための教育又は啓発その他児童及び生徒の心の健康の保持に係る教育又は啓発を促進するものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 県は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第19条 県は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

第4章 自殺未遂者等の支援等

(自殺未遂者等の支援)

第20条 県は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者及びその親族その他の自殺未遂者と社会生活において密接な関係を有する者への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第21条 県は、自殺又は自殺未遂が自殺者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該自殺者の親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富士川町自殺対策庁内検討委員会設置要綱

平成30年8月20日

訓令第5号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、庁内の関係各課が連携し、生きるための包括的な支援を図り総合的かつ円滑な自殺対策を推進するため、富士川町自殺対策庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会において必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる課の課長が指名する職員をもって組織する。

2 委員長は、福祉保健課長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健課障害福祉担当において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

課名
政策秘書課
財務課
防災課
福祉保健課
子育て支援課
産業振興課
教育総務課
生涯学習課

富士川町健康づくり推進協議会設置要綱

平成22年3月8日

告示第32号

改正 平成23年9月30日告示第47号

平成26年2月13日告示第5号

平成30年9月27日告示第56号

(名称及び位置)

第1条 この会は、「富士川町健康づくり推進協議会」（以下「協議会」という。）と称し、事務局を富士川町役場福祉保健課内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、町民の総合的な健康づくり対策を積極的に推進し、健康で明るい町づくりに資することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議実施する。

- (1) 各種事業実施計画に関すること。
- (2) 健康づくりに関する知識の普及
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健所長
- (2) 町医師会
- (3) 町歯科医師
- (4) 薬剤師
- (5) 愛育会
- (6) 食生活改善推進員
- (7) 町校長会
- (8) スポーツ推進委員
- (9) 区長会
- (10) 高齢者代表
- (11) 学識経験者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 その職による委員は、在任期間中を任期とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(役員を選任)

第7条 役員を選任は、委員の互選による。

(運営)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

附 則

この告示は、平成22年3月8日から施行する。

附 則 (平成23年9月30日告示第47号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年2月13日告示第5号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年9月27日告示第56号)

この告示は、公布の日から施行する。

富士川町健康づくり推進協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

NO	氏 名	所 属 団 体 名	備 考
1	津金永二	峡南保健所長	峡南保健福祉 事務所副所長
2	久津間健治	町医師会	くつま整形外科医院
3	荒川弘	町歯科医師	あらかわ歯科医院
4	山内桂子	薬剤師	あい調剤薬局
5	椎名啓子	愛育会	会長
6	川手素子	食生活改善推進員会	会長
7	二宮 洋	町校長会会長	増穂南小学校
8	秋山政博	スポーツ推進委員	協議会会長
9	望月一仁	区長会	会長
10	渡部英士	高齢者代表	老人クラブ連合会 会長
11	山本美代子	学識経験者	元峡南保健福祉 事務所次長

生きる支援関連施策一覧

1. 地域・役場組織内におけるネットワークの強化 2. 自殺対策を支える人材の育成 3. 町民への啓発と周知 4. 生きることの促進要因への支援
5. 若年層への支援の強化 6. 高齢者への支援の強化 7. 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	1 ネット 強化	2 人材 育成	3 啓 発 と 周 知	4 生 き る 支 援	5 若 年 層	6 高 齢 者	7 無 職 ・ 失 業 ・ 生 活 困 窮
1	政策秘書課	秘書担当	ワークライフバランスの推進	地域のワークライフバランスの推進を図る	▼事業所が職場のメンタルヘルス向上に積極的に取り組む動機付けとなり得るため、自殺対策と関連させられる可能性がある。(健康経営の普及促進と自殺対策との連動) ▼労働問題に関して住民への啓発の機会としても活用できる可能性がある。			●				
2	政策秘書課	広聴広報担当	広報等による情報発信	・広報誌による情報発信 ・自治体のホームページ/フェイスブック/ツイッターによる情報発信	▼広報誌により住民に、自殺予防や対策の啓発又相談事業のお知らせなどを実施する。 また、ホームページやフェイスブックなど若い世代が利用するメディアを活用し意識啓発を図る。			●				
3	財務課	人事給与担当	職員研修事業	職員研修	▼職員研修の一環で、自殺対策に関する研修を取り入れることで、全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなる。	●	●					
4	財務課	行政担当	保護司会事業	相談会	▼保護司の立場として、問題を抱えている人の支援(相談)を行い問題解決につなげる				●			
5	財務課	行政担当	人権啓発事業	相談会	▼人権擁護委員として問題を抱えている人の支援(相談)を行い問題解決につなげる				●			
6	財務課	行政担当	地域啓発	自治会への啓発活動	▼区長会を通じて住民への啓発活動を行う	●		●				
7	財務課	行政担当	無料法律相談	相談会	▼深刻な問題を抱えている方を弁護士(専門家)による相談会を行い問題解決につなげる				●			
8	税務課	住民税資産税徴収	納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。	▼納税を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際にさまざまな支援につなげる体制を作っておく必要がある。	●			●			●
9	税務課 町民生活課 福祉保健課	住民税資産税徴収 国保 高齢者医療年金 介護保険	保険料や税金の賦課、収納、減免	滞納者に対する納付奨励・減免状況の把握	▼保険料や税金の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。 ▼納付奨励等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じてさまざまな支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。	●			●			●

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
10	防災課	防災	ふれあい110番の家事業	児童生徒の緊急避難場所として、個人宅にふれあい110番の家の看板を設置し、犯罪に強い安全安心な地域づくりを図っている。	▼110番の家連絡会において、児童生徒の自殺実態や特徴等の情報を共有することで、子どもの自殺対策についての意識や取組推進に向けた契機となり得る。	●		●		●		
11	防災課	防災	地域防災計画	地域内の防災機関を包含した総合的、機能的な計画として定め、すべての機能を効率的に発揮して防災活動の万全を期し、もって住民の生命、身体及び財産を、災害から保護することを目的として作成する。	▼大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・生活上の不安や悩みに対する相談等の取り組みとして位置づけられる。	●			●			
12	防災課	防災	防災対策事務事業	消防団活動、防災訓練、防災ラジオ普及活動等の推進	▼日頃の防災対策の推進により、災害弱者の心のケア支援につながっている。				●			
13	防災課	交通	交通安全対策事業	関係機関と協力し、交通安全に関する対策を実施している。	▼交通安全打合せ会議において、関係機関職員に交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には困難な問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性があることを周知することが出来る。	●		●				
14	町民生活課	生活環境	公害・環境関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。	▼自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。 ▼公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報となる可能性があり、必要に応じてネットワークをもって関わりと支援につなぐことができる。	●			●			
15	福祉保健課	福祉	路上生活者に対する事務	緊急一時保護事業・自立支援事業	▼路上生活者は自殺リスクの高い方や、自殺の問題要因の1つである精神疾患や各種障害を抱えている方が少なくない。 ▼見守り活動はそうした集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。	●			●			
16	福祉保健課	福祉	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	自立相談支援事業	▼生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。 ▼そのため関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行うなど、県と連携を図りながら進めている。	●						●
17	福祉保健課	福祉	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	住居確保給付金	▼住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねない。 ▼住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることが少なくないため、自殺のリスクが高い集団にアプローチする窓口、接点となり得る。 ▼県と連携しながら進めている。	●						●
18	福祉保健課	福祉	生活困窮者自立支援事業（一時生活支援事業）	一時生活支援事業	▼住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高めることになりかねない。 ▼宿泊場所の提供や衣食の支給は、自殺リスクの高い集団への支援策として極めて重要と言える。							●
19	福祉保健課	福祉	生活一時資金貸付事業	住民の生活安定のため、差し迫って必要とする生活資金を、迅速かつ低利で貸し付けている。	▼資金の貸与時に、当人と対面し聞き取り等を行う機会があれば、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげるなどの対応が可能となり得る。 ▼社会福祉協議会と連携しながら進めている。	●						●

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
20	福祉保健課	福祉	民生・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	▼相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。 ▼地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。	●				●	●	●
21	福祉保健課	福祉	地域福祉推進事業	地域福祉計画において目指している、みんなが生き生きと暮らしていける地域社会の実現に向けて、計画に基づき、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、住民と行政が協働し、地区の特性を踏まえた住民の意見を地域福祉計画の推進に取り入れる。	▼地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題となっている。 ▼地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることもできる。 ▼福祉推進員による見守り活動等は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。	●		●				
22	福祉保健課	福祉	保健福祉総合相談・案内窓口事業	住民の福祉や利便性向上のため、総合的な保健・福祉相談サービスの提供や案内等を行う。	▼相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを抱えた(抱え込みかねない)相談者がいた場合に、その職員が適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●					
23	福祉保健課	福祉	緊急通報システム「ふれあいペンダント」事業	ひとり暮らし高齢者等に、緊急通報や相談に応じる。	▼自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図ることができる。						●	
24	福祉保健課	福祉	生きがい施策(老人クラブへの活動助成)	老人クラブへの活動費の助成	▼講習会や研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となりうる。			●			●	
25	福祉保健課	福祉	老壮大学への活動助成	老壮大学への活動費の助成	▼各種相談先のリーフレットを配布等することにより、問題の啓発や情報提供できる。			●			●	
26	福祉保健課	福祉	ことぶきマスター制度	・登録・紹介 60歳以上の個人またはグループで、長年の経験から得た知識や技能、生活の知恵などを有している人の登録、及び各種団体・個人のイベントやレクリエーションなどで要請に応じて紹介する。 ・広報・宣伝 インターネットやポスター等による元気高齢者の募集及び紹介。 ・登録者の啓発を目的とする研修会の開催	▼登録者向け研修会で、万が一のときのために、高齢者の自殺実態とその対策(気づきと対応等)について説明することで、同年代の高齢者のリスクの察知と対応についての理解促進を図れる。			●		●		
27	福祉保健課	福祉	一人暮らし会食会事業	一人暮らしの高齢者を対象に、食事を提供することにより、高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくりを促進し、高齢者の福祉の増進を図る。	▼食事の提供機会を利用し高齢者の生活実態を把握することで、孤独死等の予防を図ることができる。 ▼また、食事を提供する職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の中に自殺のリスクの高い高齢者がいた場合には、その職員が適切な機関へつなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●				●	

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
28	福祉保健課	福祉	養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	▼老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭でのさまざまな問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなりうる。	●					●	
29	福祉保健課	福祉	生活保護施行に関する事務	就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査	▼生活保護利用者(受給者)は、利用(受給)していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。 ▼県と連携している。	●						●
30	福祉保健課	福祉	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	▼扶助受給等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。 ▼県と連携している。	●						●
31	福祉保健課	福祉	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業等)	子どもの学習支援事業等	▼子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ機会、接点となり得る。 ▼県と連携している。	●				●		●
32	福祉保健課	介護保険	介護給付に関する事務	・居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援・相談支援	▼介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。 ▼相談支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。 ▼相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●					●	
33	福祉保健課	介護保険	介護職員人材確保推進事業	地域内の介護事業所等に勤務する職員の技術向上を図ることにより、介護サービスの維持及び向上を目指す。	▼要介護の当事者ならびにその家族の中には、さまざまな問題を抱え、自殺リスクの高い人がいる可能性がある。 ▼介護職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、自殺対策の視点も加えてもってもらうことで、適切な機関へつなぐ等の対応の強化につながる可能性がある。 ▼介護は従事者にかかる負担も大きいので、ゲートキーパー研修の中で、抱え込みがちな問題や困った時の相談先、ストレスへの対処法に関する情報をあわせて提供することで、支援者(介護職)への支援の充実に向けた施策にもなり得る。	●	●				●	
34	福祉保健課	介護保険	第1号訪問・通所・生活支援事業	心身機能の維持向上のための居場所活動	▼介護保険未利用で閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、アウトリーチする際の窓口、接点となり得る。	●					●	
35	福祉保健課	障害福祉	小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病について医療助成を受けるための相談や申請の受付	▼特定疾病を抱える子どもとその親は、生活面や金銭面でさまざまな困難や問題を抱えている可能性がある。 ▼医療助成の相談や申請への対応時に状況等の聞き取りを行い、問題を抱えている場合には、包括的な支援へつなげるなど、支援への接点になり得る。	●			●			
36	福祉保健課	障害福祉	障害福祉計画策定・管理事業	障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定及び進行管理及び見直しを行う。	▼障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。	●			●			

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
37	福祉保健課	障害福祉	地域生活支援事業	・地域の実情に応じてさまざまな事業を行う。 ・日常生活用具の給付、移動支援、日中一時支援	▼事業を行うことによって、さまざまな自殺リスクへの早期対応にもつながりうる。 ▼介護の負担を軽減するという意味で、支援者(介護者)への支援としても位置付け得る。				●			
38	福祉保健課	障害福祉	各種福祉手当支給事務	日常生活が困難な心身障害者(児)の社会参加のための手当を支給する。	▼手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●			
39	福祉保健課	障害福祉	難病患者福祉手当支給事務	日常生活が困難な難病患者への手当支給	▼手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●			
40	福祉保健課	障害福祉	相談支援	計画相談支援・障害児相談支援	▼相談支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。 ▼相談を通じて本人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●			●			
41	福祉保健課	障害福祉	障害児支援に関する事務	・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援	▼障害児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●			●	●		
42	福祉保健課	障害福祉	訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付	▼障害者の抱えるさまざまな問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●			●			
43	福祉保健課	障害福祉	介護給付に関する事務	居宅介護・重度訪問介護・短期入所・施設入所支援・療養介護・重度障害者等包括支援・行動援護・同行援護等	▼障害者の抱えるさまざまな問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●			●			
44	福祉保健課	障害福祉	障害者差別地域相談員	障害を理由とする差別の解消を推進するため相談を行う。住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。	▼相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。	●	●		●			
45	福祉保健課	障害福祉	障害者虐待の対応	24時間365日体制で相談支援を行っている。	▼虐待への対応を糸口に、本人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にあるさまざまな問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点(生きることの包括的支援への接点)にもなり得る。	●			●			
46	福祉保健課	障害福祉	峡南圏域相談支援センター	障害者等の福祉に関するさまざまな問題について障害者(児)及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な、相談支援の中心となる相談支援センターを運営する。また、虐待防止センターの機能も持つ。	▼センターで相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●	●		●			

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
47	福祉保健課	障害福祉	障害者相談員による相談業務(身体・知的障害者相談員)	行政より委託した障害者相談員による相談業務	▼各種障害を抱えて地域で生活している方は、生活上のさまざまな困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。 ▼相談員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●		●			
48	福祉保健課	障害福祉	意思疎通支援事業	聴覚障害者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	▼通訳者や奉仕員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●		●			
49	福祉保健課	障害福祉	重度心身障害者医療費事務	重度心身障害者医療費対象者に自己負担分を全額助成する制度	▼手続きの申請に対して、当事者や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になる得る。 ▼資金の貸与時に、当人と対面し聞き取り等を行う機会があれば、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげるなどの対応が可能となり得る。	●			●			
50	福祉保健課	障害福祉	自立支援医療費	厚生医療、育成医療、精神通院医療	▼手続きの申請に対して、当事者や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●			
51	福祉保健課	障害福祉	ネットワーク会議	町内の事業所及び関係機関との情報交換会	▼事業所へ通っている、利用者の情報を交換することで、関係機関との情報交換により、早目の対応ができ自殺リスクを抑えることができる。	●			●			
52	福祉保健課	障害福祉	ひきこもり支援事業(地域活動支援センター)	訪問(アウトリーチ)、相談支援(来所、電話)、居場所づくり	▼長い間ひきこもりのご本人や家族等を支援することで、自殺リスクを抑えることができる。	●			●			
53	福祉保健課	障害福祉	発達障害者支援	発達障害のある方とご家族・支援者からの相談対応	▼発達障害を抱えた人や家族は、日常生活でさまざまな生きづらさを抱えている。適切な支援をすることで自殺リスクを抑えることができる。	●			●			
54	福祉保健課	健康増進	DV対策 個別支援	・DV被害者への個別支援 ・DV担当と、地区担当保健師、関係部署と連携し、個別支援にあたる。	▼DV被害者は、一般的に自殺リスクの高い方が少なくない。 ▼DV被害者の支援にあたる関係職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応について一層の理解を深めてもらうことで自殺リスクを抱えた人への支援の拡充を図れる。		●		●			
55	福祉保健課	健康増進	配偶者暴力相談	配偶者等からの暴力の相談および被害者の保護	▼配偶者やパートナーから暴力を受けるという経験は、自殺のリスクを上昇させかねない。 ▼相談の機会を提供することで、当該層の自殺リスクの軽減に寄与し得る。				●			

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
56	福祉保健課	健康増進	健康づくり増進計画推進事業	・計画の推進 健康づくり推進会議を年2～3回開催し、前年度実績、次年度計画確認を行う。 ・計画の周知 広報に掲載、計画を無料配布する。	▼健康増進計画(こころの健康)にて、自殺対策(生きることの包括的支援)を取り上げることで、住民への周知、啓発の機会になり得る。 ▼計画の中で自殺対策の項目が取り上げられていることで、平成30年度作成予定の自殺対策計画との連動性を高めていくことができる。	●		●				
57	福祉保健課	健康増進	休日・夜間診療事業	休日・夜間の急病患者に対する応急診療を実施する。	▼通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースもあることが想定される。 ▼ケースによっては必要な支援先につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。				●			
58	福祉保健課	健康増進	新任保健師育成支援事業	保健師OB等が育成トレーナーとなり、実際の保健指導の現場において、必要な助言の提供等を通じて新任保健師を育成する。育成トレーナーは、新任保健師が地域保健従事者として必要な基本的能力、行政能力、専門能力を習得できるよう指導的責任を持つ。 実施内容は保健師業務の概要やオリエンテーション、健康診査(乳幼児・1歳6ヶ月・3歳児等)、健康相談(成人・妊産婦・育児等)、健康教育(母子・成人・老人等)、高齢者クラブ、地区組織活動(イベント・地域の健康づくりを語る会等)、健康教育や訪問指導等の指導案に関する指導、指導案の点検、デモンストレーション、実施の確認、評価、見直し	▼保健師業務に関する指導やオリエンテーションの中に、自殺対策に関する講義を入れることにより、新任時より自殺対策の視点をもって、地域住民の支援に当たることができるようになる。		●					
59	福祉保健課	健康増進	健康教育に関する普及啓発事業	健康教育講座(精神保健・母子保健)等の実施 ゲートキーパー養成研修	▼民生委員・ボランティア団体・地区組織・ケアマネ・学校養護教諭などに対して自殺対策に関する研修を実施することで、住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるようになる。	●	●					
60	福祉保健課	健康増進	健康相談事業	こころの健康相談	▼年3回「こころの健康相談」を実施。悩みを抱えた本人、家族、また地域の方が相談に来所し、専門家との相談により、悩みを話し、解決の糸口を見つけ、また解決の方向性を見つけることができることを目的とし実施する。				●			
61	福祉保健課	健康増進	働く世代の健康づくり事業	協会けんぽ、国保連合会等との連携により、健康づくりに関し、イベントや普及啓発を行う。	▼働く世代の健康づくりに向けた各種施策との連動性を高めていくことで、労働者向けの生きることの包括的支援(自殺対策)の拡充を図ることができる。 ▼働き盛り世代を対象とした、運動教室等を開催し、参加される中での相談等、自殺予防の観点もって関わる事が出来る。			●	●			
62	福祉保健課	健康増進	心の健康に関する健康教育の実施	心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発を図る。	▼健康教育の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。			●				

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
63	福祉保健課	健康増進	町内小中学校養護教諭との打ち合わせ会	町の保健事業を推進のため、学校保健の現状を伺い、また町の健康課題を共有し、課題解決に向けともに取り組むため、打ち合わせを実施している。	▼打ち合わせを実施し、町の課題、学校保健での課題を共有することで、課題に向けてともに検討し、お互いの専門性を持って課題の解決に向け事業を展開することができる。			●	●	●		
64	福祉保健課	健康増進	早期生活習慣病予防教室	学校保健での課題について、共有し健康教育を実施。	▼学校保健での課題について、検討し「防煙教室」「歯科保健」などテーマを設定し、学校保健と共同で事業を実施している。 ▼学校保健の状況を共有することで、課題に向けともに事業を展開していくことができる。			●	●	●		
65	福祉保健課	健康増進	精神保健 (精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進)	精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、専門医・保健師による相談や、個別支援を実施する。支援には、各関係機関の協力を得て行う。	▼精神障害を抱える方とその家族は、地域社会での生活に際してさまざまな困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくない。 ▼早期段階から社会復帰に向けた支援を専門医や保健師等が展開し、当人や家族を包括的・継続的に支えていくことで、そうしたリスクの軽減につながり得る。				●			
66	福祉保健課	健康増進	精神保健 (困難事例対応精神障害者と家族への個別支援の充実)	困難事例対応精神障害者(疑い含む)及びその家族への個別支援の充実	▼精神障害を抱える方とその家族の中でも、特に困難事例とされる方は自殺リスクの高い方が少ない。 ▼個別支援を充実させることで、自殺のリスクが高い方々の自殺防止に向けた有効な取組にもつながり得る。 ▼役場職員のみならず、関係機関との連携を強化しながら、個別対応にあたる。				●			
67	福祉保健課	健康増進	精神保健 (精神障がい者家族向け講演会・交流会)	精神障害者がいる家族向けの講演会・家族交流会	▼精神障害を抱える方とその家族には、周囲とのつながりを失い地域で孤立化しているケースもある。 ▼家族同士が交流できる場を提供することで、地域でのつながりの構築に向けた一助となり、生きることの促進要因への支援にもなり得る。 ▼当事者の状況を定期的に把握し、症状悪化等の場合には対処策を講じるなどの支援への接点にもなり得る。	●		●				
68	福祉保健課	健康増進	エイズ・性感染症相談	エイズや性感染症等に関する電話相談・保健所へのつなぎの実施	▼エイズや性感染症の罹患に至る背景には、性に関連する深刻な問題を抱え、自殺の潜在的なリスクが高い可能性があるため、自殺リスクの高い層にアプローチする上での窓口として有効である。 ▼検査等保健所へのつなぎを確実に実施することで、生きることの包括的支援の情報を必要となる可能性のある人に届ける機会になり得る。				●			
69	福祉保健課	健康増進	精神保健福祉推進事業	・精神保健福祉法及び障害者総合支援法の申請・届出 ・精神保健福祉相談・訪問指導において、精神保健福祉相談、訪問指導、普及啓発活動を行っている。普及啓発活動では、自殺予防に関する相談窓口を封筒の裏面に記載し、いつでも目にすることが出来るようにしている。 ・精神保健デイ・ケア(在宅の精神障害者の社会復帰訓練を行う) ・精神障害者家族会運営に対する助言、指導 ・医療観察法処遇者及び終了後の要支援者への対応	▼相談対応や訪問指導を行う職員や、精神保健福祉ボランティア等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には他の支援機関につなぐ等、その職員や精神保健福祉ボランティアが気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。 ▼関係部署と連携し、普及啓発及び個別の支援を行う。	●	●	●				
70	福祉保健課	健康増進	精神保健対策 (普及啓発事業) (自殺防止対策事業除く)	普及啓発事(封筒裏面への自殺予防相談窓口の電話番号の記載)	▼精神障害を抱える方の中には自殺リスクの高い方が少ない。 ▼普段発送される封筒の裏面に、相談窓口の電話番号を掲載することで、相談したいときにすぐに相談できるよう、啓発の機会とする。			●				

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
71	福祉保健課	健康増進	地域保健活動事業	<p>地域全体の健康のレベルアップを図るために、地域組織との連携を図りながら、地域保健活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で健康づくり活動を推進するために、住民との連絡会(健康づくり推進協議会)を開催する。 ・虐待予防・処遇困難事例・高齢者自立支援のために、地域虐待ネットワークの体制を継続する。 ・食生活改善推進員や愛育会などの地区組織との連携のもと、さまざまな角度からの支援をとおり、子育てや健康づくりを支援する。 <p>住民が主体となった健康づくりに関する各種イベントを開催する。また、健康まつりなどの種々の機会を通じて、保健予防に関する事業等の広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり月間を住民へ周知・広報するために、広報等へ掲載する。 ・健康まつりなど、種々の機会を通じて保健予防に関する事業等の広報を行う。 	<p>▼協議会やネットワーク、研修会等の場で自殺対策と地域づくりとの関連性について言及し、関係者の理解促進と意識の醸成を図ることで、地域保健活動の組織と自殺対策(生きることの包括的支援)との連携強化につながり得る。</p>	●			●			
72	福祉保健課	健康増進	ヘルスメイト養成講座	<p>食生活改善推進員の養成(20時間以上の講習が必要)を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指す。</p>	<p>▼食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えて自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。</p> <p>▼推進員の養成講座の中に、自殺対策の視点を入れ込むことにより、推進員が自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。</p>		●	●				
73	福祉保健課	健康増進	食生活改善事業委託料	<p>生活習慣病を予防するため、「食」を通して適塩や野菜摂取の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。(食生活改善推進委員への委託事業)</p>	<p>▼食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。</p> <p>▼各種イベントにおいて、生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点となり得る。</p>	●		●				
74	福祉保健課	健康増進	医務 (医療相談窓口)	<p>医療相談窓口 各医療機関、地域連携室との連携</p>	<p>▼医療に関するさまざまな相談に応じることで、支援が必要な方々との接触の機会となり得る。</p> <p>▼相談の中で状況の聞き取りを行い、必要があれば保健師や他機関につなぐなどの対応を取ることにより、支援への接点となり得る。</p>	●		●				
75	福祉保健課	健康増進	自殺予防パンフレットの配布	<p>自殺予防パンフレットをゲートキーパー研修の際に配布することで、多くの住民への問題啓発を図り、自殺防止に努める。</p>	<p>▼啓発用リーフレットの配布を通じて、地域で見守る姿勢について住民に情報周知を図ることができる。</p> <p>▼研修・リーフレットの配布をとおり、身近な人のこころの変化に気づき、声かけ、専門家へつなぐことが出来る。</p>			●				
76	福祉保健課 町民生活課	健康増進 国保	生活習慣病予防	<p>健康普及イベント・保健指導・健診結果相談会の実施</p>	<p>▼健診結果相談会の機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、支援への接点となり得る。</p> <p>▼健康問題は自殺の原因・動機の最も大きな原因となっていることから、健康づくり事業の連携により、住民の実態に応じ、効果的に展開することが必要である。</p>	●		●				

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
77	福祉保健課	健康増進障害福祉	自殺対策計画庁内検討委員会	自殺対策について、町内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、委員会を開催する。	▼関係者同士が情報の把握や共有を積極的に進めることで、当事者への支援向上、生きることの包括的支援(自殺対策)の向上にも寄付し得る。 ▼関係者同士の関係構築を進めることにより、包括的な支援体制の強化、生きることの包括的支援(自殺対策)の向上にも寄付し得る。	●			●			
78	福祉保健課	地域包括支援センター	権利擁護の仕組みづくり	日常生活自立支援事業の利用者の相談対応 福祉サービス等の相談受付 成年後見人制度利用者の相談受託等 弁護士相談の相談受付	▼判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性がある。 ▼事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となりうる。	●			●		●	
79	福祉保健課	地域包括支援センター	地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点を設置する。	▼地域包括ケアシステムの拠点は、地域包括ケアと自殺対策との連動を進める上での中心的役割を担う。 ▼拠点における種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、それは自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。	●					●	
80	福祉保健課	地域包括支援センター	地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取組を総合的に支援する。 ・住民の通いの場、高齢者クラブ等を対象に、集団及び個別指導の実施 ・身体能力低下のある高齢者の生活実態把握 ・実務者会議へ参加し、ケアマネジメント支援の実施 ・支援に関わるボランティア等への研修	▼各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●				●	
81	福祉保健課	地域包括支援センター	高齢者への総合相談事業	・高齢者に対し必要な支援を把握するため、包括支援センターにおいて初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。 ・24時間介護電話相談	▼問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。 ▼訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きることの包括的支援(自殺対策)にもなっている。	●					●	
82	福祉保健課	地域包括支援センター	ゆずカフェ夜会	男性介護者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設する。	▼男性介護者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合い(※支援者への支援)を推進し得る。 ※支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされている。	●					●	
83	福祉保健課	地域包括支援センター	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心が生じたりする危険性もある。 ▼サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●				●	
84	福祉保健課	地域包括支援センター	認知症地域支援推進員の配置	認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行う。	▼介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援者への支援(新しい自殺総合対策大綱における重点項目の1つ)の強化を図ることができる。	●					●	

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
85	福祉保健課	地域包括支援センター	認知症カフェ	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。	▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合い(※)の推進に寄与し得る。 ※支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされている。	●					●	
86	福祉保健課	地域包括支援センター	介護予防サポーター養成講座	地域住民を対象に、介護予防サポーター養成講座を開催することで、各地区単位で実施している介護予防(転倒予防)教室を指導できる人材を育成する。	▼指導者となる住民にゲートキーパー研修の受講を推奨し、自殺のリスクに対する気づきの力を高めてもらうことにより、教室参加者の中に自殺のリスクを抱えていそうな人がいた場合には、行政につなぐ等の対応を推進することにつながる。	●	●				●	
87	福祉保健課	地域包括支援センター	在宅医療介護連携推進事業	地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を、切れ目なく受けられる体制の整備を目指し、医療機関や介護事業所等の連携促進や研修会の実施等を行う。	▼研修会等の中での議題の一つとして、地域の自殺実態や自殺対策の内容等につき議論し、関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、自殺対策(生きることの包括的支援)を核にしつつ、さまざまな支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等につなげられる可能性がある。	●		●			●	
88	福祉保健課	介護保険地域包括支援センター	介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談	▼介護は本人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。 ▼介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や本人が抱えるさまざまな問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策(生きることの包括的支援)にもつながる。	●					●	
89	福祉保健課	介護保険地域包括支援センター	地域包括支援センターの運営	地域包括センター運営協議会・地域ケア会議の開催	▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の運動につなげていくことができる。	●					●	
90	福祉保健課	福祉介護保険地域包括支援センター	送迎サービス事業	高齢者等の買い物や通院の送迎を支援する。	▼支援を通して、高齢者とコミュニケーションをとることができれば、高齢者の孤立防止や自殺のリスクの早期発見に寄与しうる。						●	
91	福祉保健課	福祉介護保険障害福祉健康増進地域包括支援センター	虐待等防止ネットワーク協議会	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する虐待等防止ネットワーク協議会を中心に、虐待防止や早期発見に努め、養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	▼ネットワーク協議会において自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることができる。	●		●	●		●	●
92	子育て支援課	児童支援	児童扶養手当の支給	児童扶養手当の支給	▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。 ▼現況届の際に、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。	●				●		
93	子育て支援課	児童支援	児童手当の支給	児童手当の支給	▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。 ▼現況届の際に、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。	●				●		

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
94	子育て支援課	児童支援	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等医療費の助成	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼医療費の無料化により、医療機関に係ることで心の問題を解決しうる。					●		●
95	子育て支援課	児童支援	母子父子福祉資金貸付償還金利子補給	母子父子家庭の福祉増進に資するため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。	▼利子補給申請の際に、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。	●				●		
96	子育て支援課	児童支援	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画の推進を図る。	▼子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、ひとり親世帯や妊産婦・子育て世帯への支援強化を図ることができる。	●				●		
97	子育て支援課	児童支援	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を中心に、虐待防止や早期発見に努め、要保護児童等への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る	▼要保護児童対策地域協議会において自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や自殺との関係性等につき情報共有することで、自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることができる。	●				●		
98	子育て支援課	児童保育	子育て支援ネットワーク推進事業	児童センターを核とした子育て支援施設や子育て団体、関係機関とのネットワークを推進し、多様な情報発信とさまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進する。	▼子育て支援を行う関係団体同士のネットワークを強化していくことは、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見と支援の強化にもつながり得る。	●				●		
99	子育て支援課	児童保育	子育てひろば事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	▼周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦(特に妻)にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。 ▼保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。	●				●		
100	子育て支援課	児童保育	学童保育事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する	▼学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 ▼学童保育所の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	●	●			●		
101	子育て支援課	児童保育	保育の実施(公立保育園・私立保育園など)	公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施 保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	▼保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●			●		
102	子育て支援課	児童保育	ファミリー・サポート・センターの運営	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化 子育てサポートひろば事業(施設での子ども一時預かり)	▼会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある。	●	●			●		

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
103	子育て支援課	母子保健	母子健康手帳交付等	妊娠届・母子健康手帳交付 妊婦健康相談	▼妊娠届け出時に保健師・助産師により妊婦全員に対しての面接実施を実施。妊娠期から、出産、子育て期まで継続的に保護者にかかわる初期の機会となるため、その後のリスクの把握や切れ目のない多様な支援に繋げやすく、生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。本人や家族との接触時には状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●				●		
104	子育て支援課	母子保健	妊産婦健康診査事業	妊婦一般健康診査事業 産婦健康診査事業(産後2週間・1か月)	▼エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を使った産婦健康診査を実施する体制を構築することにより、産科医療機関等との連携により、母親の自殺のリスクを高める産後うつを早期に発見し、支援に結び付けることができる。	●				●		
105	子育て支援課	母子保健	新生児産婦等訪問指導	新生児産婦訪問 乳幼児訪問	▼保健師や助産師に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応につき理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●				●		
106	子育て支援課	母子保健	乳幼児健康診査	2か月児すこやか教室 3～4か月児、7～8か月児、12か月児健康診査	▼保健師や助産師に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応につき理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●				●		
107	子育て支援課	母子保健	子育てこころの相談事業	心理相談員による育児ストレス相談(産後うつや育児ストレスに対する必要な助言・指導)	▼産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。 ▼早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもつながり得る。				●	●		
108	子育て支援課	母子保健	発達相談事業	臨床発達心理士によるこどもの発達相談	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安の軽減に寄与し得る。 ▼必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。(※そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る)				●	●		
109	子育て支援課	母子保健	集団療育訓練事業	・のびっこ教室(主に就園前、児の個々の発達特性に合わせた療育を集団で実施する)	▼発達特性の強い時の育児は母親の育児ストレスや不安を招く可能性が高い。こどもの発達特性に合わせたかかわりを学んだり、母同士の交流をすることでストレスや不安の軽減につながる。					●		
110	子育て支援課	母子保健	産後ケア事業	産後ケアセンターの宿泊型事業(3泊4日)により、センターの助産師による母へのケアと育児指導	▼産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険がある。 ▼出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続する					●		

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット 強化 ワーク	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	若 年 層	高 齢 者	無 職 ・ 失 業 ・ 生 活 困 窮
111	子育て支援課	母子保健	乳幼児相談・教室事業	栄養相談 離乳食教室 母親学級、両親学級	▼離乳食に関する相談会を通じて、その他の不安や問題等についても聞き取りができるのであれば、問題を早期に発見し対応するための機会となり得る。 ▼妊産婦への支援の充実は、新しい自殺総合対策大綱でも重点項目の1つとして明記されている。					●		
112	子育て支援課	母子保健	乳幼児歯科検診・歯科指導	乳児健診口腔指導 1歳6か月児健康診査 2歳児歯科検診 3歳児健診にて歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科健診・歯科保健指導を行う。	▼子どもに対する歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。 ▼貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。					●		
113	子育て支援課	母子保健	思春期体験学習	町内中学3年生対象思春期体験学習 公立高校における子育て体験学習	▼地域の妊婦や子育て中の母子の協力を得て、地域の教育事務所・中学高校と連携し、命の始まり、子育ての楽しさを学習することで、他者や自らの命の大切さを実感することができ命を尊ぶ包括的支援(自殺対策)にもなる。					●		
114	産業振興課	商工振興	消費生活相談窓口	消費者トラブル等に関して、身近に相談ができる環境を整備するため、隣町と協力し専門相談員を設置する。	▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応することで関係機関に繋げ未然防止に努めることが可能となる。	●		●				
115	産業振興課	商工振興 観光振興	各種イベント開催事業	地場産業の振興と地域の活性化を図りながら本町を町内外にPRする。	▼イベント開催時に自殺対策をテーマにしたブースを出展することで、幅広い対象者に向けて住民意識の啓発や理解の促進を図ることが可能となる。			●				
116	産業振興課	商工振興 観光振興	就労相談	ハローワークと連携し、雇用の促進を図る。	▼定職がない事で、生活や収入に不安を抱え心に悩みを抱えてしまうことが考えられる。就労支援を行なうなかで、課題をくみ取り、包括的な支援を行なうことが可能である。							●
117	都市整備課	住宅	町営・町有住宅事務	町営・町有住宅の管理事務・滞納把握	▼町営・町有住宅の居住者や入居申込者の中で、生活困窮や低収入など、自殺リスクが潜在的に高いとされる生活面での困難や問題を抱えている方を把握する、窓口となり得る。 ▼家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際にさまざまな支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●		●				●
118	上下水道課	上水道 下水道 簡易水道 業務	上下水道料金徴収業務	料金滞納者に対する料金徴収(集金)事務 給水停止執行業務	▼問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、担当が必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取り、ネットワークをもって関わりと支援を行える可能性がある。	●		●				●
119	教育総務課	総務学校	教職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、教職員のストレスチェックを行う。	▼ストレスチェックの結果を活用し、教職員のメンタル不調の未然防止を図る。		●	●	●			
120	教育総務課	総務学校	いじめ防止対策事業	「富士川町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等を総合的かつ効果的に推進する。	▼学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処等を実効的に進め、児童生徒の自殺防止に寄与する。				●			

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
121	教育総務課	総務学校	スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラーを学校に派遣し、児童生徒へのカウンセリングや保護者への助言・援助を行う。	▼カウンセリングを通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向け心理的な支援を行い、児童生徒の自殺防止に寄与する。					●		
122	教育総務課	総務学校	PTA活動の支援・育成に関する事務	PTAに対するセミナーや研修会の実施	▼セミナーや研修会等で自殺問題について学習することにより、保護者の間で子どもの自殺の危機に対する気付きの力を高めることができる。	●	●			●		
123	教育総務課	総務学校	保幼小中連携事業	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目的とする。	▼保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。	●				●		
124	教育総務課	総務学校	就学に関する事務	特別な支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して、一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。	▼特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上でさまざまな困難を抱える可能性が想定される。 ▼各々の状況に応じた支援を関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。 ▼児童生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。					●		
125	教育総務課	総務学校	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	・経済的理由により、就学困難な児童生徒に対し、学用品等を補助する。 ・特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童生徒は、その他にもさまざまな問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ▼費用の補助に際して保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応につながる。					●		●
126	教育総務課	総務学校	奨学金に関する事務	奨学金に関する事務	▼支給対象の学生から家庭の状況やその他の問題等について聞き取りを行うことで、資金面の援助だけでなく、他の機関につなげて包括的な支援を行っていくことができる。	●				●		
127	教育総務課	総務学校	職場体験事業	中学校で行われている職場実習体験により、望ましい勤労観、職業観を育てることを目的とする。	▼実習体験の機会に、就業時に直面し得るさまざまな勤労問題について指導することにより、将来、就業し、万が一問題を抱えた際の対処法や相談先の情報等を早い段階から学ぶことができ、SOSの出し方教育の一環にもなり得る。					●		
128	教育総務課	総務学校	多忙化解消事業	学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。	▼教職員のケアという観点から、教職員のメンタル不調等の防止につなげる。		●		●	●		
129	教育総務課	総務学校	学校職員安全衛生管理事業	健康診断を実施することにより教職員の健康管理を行う。	▼教職員（支援者）の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ることができる。				●	●		

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
130	生涯学習課	社会体育	スポーツ少年団の支援・育成事業	スポーツ少年団の活動支援及び指導者等の育成を行い、地域スポーツの普及・促進を図る。	▼スポーツ少年団本部委員会等の指導者の集まる会議で、啓蒙チラシ等を配布し、子どもに対する見守りの重要性を認識してもらうことで、問題の早期発見・早期対応に繋がる。	●		●		●		
131	生涯学習課	社会体育	スポーツ教室開催事業	生涯スポーツの普及・促進を図るため、スポーツ教室を開催し、住民の体力維持と健康づくりを支援する。	▼スポーツ教室を通じて各種スポーツを普及し、生涯スポーツとして取り組んでもらうことで生き甲斐づくりに繋げ、自殺リスクの軽減を図る。			●	●			
132	生涯学習課	社会教育	体育協会補助金	社会体育の振興と、住民相互の親和を図るための活動に支援を行う。	▼競技ごとの体協専門部の活動に参加してもらい、生涯スポーツに取り組むことで生き甲斐づくりに繋がり、自殺リスクの軽減を図る。				●			
133	生涯学習課	社会教育	図書館の管理・運営事業	住民の生涯学習の場として、読書環境の整備及び充実お話し会などの開催による教育及び文化サービスの提供	▼図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。おはなし会や本の読み聞かせ時に、本を通して命の大切さについて伝える。			●	●			
134	生涯学習課	社会教育	青少年教育事業	青少年の豊かな健全育成を図るため球技大会や自然教室の開催 科学に触れ、豊かな人間形成の醸成を図るため科学教室の開催	▼大自然の中で、野外体験活動や自然の観察をしながら環境問題への興味、関心を高め、また、異年齢集団での宿泊活動を通して、自主性、協調性を育て、助け合いの大切さを図る貴重な機会となる。				●	●		
135	生涯学習課	社会教育	青少年対策事務	青少年育成町民会議における研修会の開催 各地区における青少年健全育成会議の支援	▼会議・研修会・講演会の中で、青少年の自殺の現状と対策について、情報提供を行う。	●		●		●		
136	生涯学習課	社会教育	伝統文化子ども教室支援事業	茶道や琴の文化に触れあう機会として開催される教室の支援	▼日本の伝統文化を体験する機会を提供することは、地域住民が子どもを見守ることができ、自殺リスクの早期発見とつなぐ役割を担えるようになる可能性がある。	●				●		
137	生涯学習課	社会教育	青少年対策事業	青少年育成町民会議において、非行の未然防止対策としてのパトロール事業 小中学生の通学時における、「朝のあいさつ運動」の展開	▼街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくない。パトロールをすることで、自殺リスクのある児童生徒の早期発見と対応を図れるようになる可能性がある。	●				●		
138	生涯学習課	社会教育	公民館講座事業	次世代を担う子どもたちの健全育成を図るため、幼児、小中学生の保護者、教職員が共に考える学習機会の支援を行う。	▼各教室に参加してもらい、興味を持つことで、生き甲斐づくりに繋がり、自殺リスクの軽減を図る。				●	●		
139	生涯学習課	社会教育	PTAふれあい学習事業補助金	次世代を担う子どもたちの健全育成を図るため、幼児、小中学生の保護者、教職員が共に考える学習機会の支援を行う。	▼講演会や学習会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。	●		●		●		
140	生涯学習課	社会教育	文化協会補助金	文化活動を通して、うるおいのある心を育み、伝統に根ざす豊かな風土づくりに努めるための活動に支援を行う	▼各専門部の活動に参加してもらい、文化活動に取り組むことで、生き甲斐づくりに繋がり、自殺リスクの軽減を図る。				●			

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
141	生涯学習課	社会教育	一般社団法人ふじかわ指定管理	文化活動の推進と文化鑑賞の機会を促進するため、富士川町ますほ文化ホールで行われる自主事業等について、その運営に係る活動に支援を行う。	▼自主事業で、テーマに即した連携が可能であれば、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連する資料の配布などを行うことで、住民への啓発の機会となり得る。			●				
142	生涯学習課	社会教育	ユネスコ協会事業	教育・科学・文化を通じて、国際理解を深め、世界平和と人類の福祉増進に取り組む活動の支援を行う。	▼会議・講演会の中で、青少年の自殺の現状と対策について、情報提供を行う。			●				

❖❖❖ 富士川町 相談窓口一覧 ❖❖❖

相談内容	相談窓口		電話番号
こころの悩み 健康上の相談	福祉保健課	健康増進担当	22-7207
高齢者の介護等に 関する相談		地域包括支援センター 介護担当	22-4615
生活保護・福祉サービスに 関する相談		福祉担当	22-7207
障害者の支援に 関する相談		障害福祉担当	22-7207
生活・福祉に関する 心配困りごと相談		福祉担当	22-7207
	社会福祉協議会		22-8911
妊産婦・乳幼児に 関する相談	子育て支援課	母子保健担当	22-7221
児童・生徒の支援に 関する相談		母子保健担当	22-7221
		教育委員会	総務学校担当
消費者問題等 契約トラブル・製品事故に 関する相談	産業振興課	商工振興担当	22-8816



第 1 次 富士川町自殺対策推進計画
平成 31 年 3 月発行
編集・発行 富士川町役場福祉保健課